第４期玉名市
教育振興基本計画

変革と挑戦

～未来を切り拓き地域と世界に
貢献できる「かがやく」人づくり～

令和７年３月
熊本県玉名市

はじめに

現在、教育を取り巻く環境は大きく変化しています。少子高齢化の進行に伴い、学校や地域社会の役割が変わりつつある中で、子供たち一人一人に寄り添った教育の充実が求められています。また、情報技術の急速な進展により、ICTを活用した新しい学びの形が広がる一方で、情報モラルの育成やデジタル格差の課題にも対応しなければなりません。さらに、グローバル化の加速により、多様な文化や価値観を理解し、社会の一員として主体的に生きる力を育む教育の重要性が高まっています。

こうした状況の中、国においては、平成18年の教育基本法改正を受け、平成20年に第1期教育振興基本計画が策定されました。その後も、第2期・第3期・第4期と計画が策定され、社会の変化を見据えた教育施策のあり方が示されています。

本市では、これまで国の教育振興基本計画の趣旨を踏まえ、独自の教育振興基本計画を策定・推進してまいりました。このたび、第3期計画の最終年度を迎え、社会情勢の変化や計画の進捗状況、数値目標の達成状況に鑑み、新たに令和7年度からの5年間を計画期間とする「第4期玉名市教育振興基本計画」を策定しました。

本計画では、「変革と挑戦～未来を切り拓き地域と世界に貢献できる「かがやく」人づくり～」を基本理念とし、この理念のもと、子供たちが自立の基礎を養い、夢を実現できる教育を目指して今後5年間で取り組むべき施策を示しています。計画の推進にあたっては、子供・学校・家庭・地域・行政の五者が連携しながら、本計画の実現に向け、「玉名で生まれてよかった」と思える教育環境に向け着実に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご意見やご提言をいただきました策定委員会の皆様をはじめ、市民の皆様に心より感謝申し上げます。今後とも、本市の教育振興に向けて、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

玉名市教育委員会

教育長　福島　和義

目次

第1章 計画の策定にあたって 1
1 計画策定の趣旨 1
2 計画の位置付け 1
3 計画の期間 2

第2章 教育をめぐる情勢 3
1 社会情勢の変化 3
2 子供を取り巻く環境の変化 5
3 教育政策の動向 6

第3章 計画の基本構想 9
1 基本理念 9
2 取組の体系 10

第4章 具体的施策 12
基本目標1 学校教育の充実を図り、子供たちの「生きる力」を育成する 12
基本目標2 生涯にわたって学び続ける環境を整備する 24
基本目標3 学校・家庭・地域の教育力の充実により「生きる力」を育成する 36
基本目標4 教育政策推進のための基盤を整備する 42

第5章 計画推進体制 52
1 計画の周知及び市民の意見等の把握 52
2 計画の評価・点検の実施 52
3 市民、関係団体、NPO、企業及び国・熊本県等との協力・連携の推進 52

第6章 関連指標 53

資料編 57
1 本市の教育に関する現状 57
2 中学生版パブリックコメント一覧 64
3 教育振興基本計画策定委員会規則 70
4 玉名市教育振興基本計画策定委員会名簿 71

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

本市では「教育基本法」に基づき、教育の振興方針と施策の体系を示し、市全体での教育振興を図るため、令和2年度～令和6年度を計画期間とする「第3期玉名市教育振興基本計画」（以下、「第3期基本計画」という。）を策定し、「生涯を通じて未来を拓く 地域と国際社会に貢献する『かがやく』人づくり」を基本理念として、取組を進めてきました。

このたび、第3期基本計画の最終年度を迎え、国の「第4期教育振興基本計画」（令和5年度～令和9年度）の内容を踏まえるとともに、第3期基本計画の評価やこれまでの成果と課題、本市の教育を取り巻く情勢に基づいてその内容を見直し、新たに「第4期玉名市教育振興基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

２　計画の位置付け

本計画は、長期的な展望に立って本市の教育が目指す方向や推進する施策を示したものであり、「教育基本法」第17条第2項の規定に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定しています。策定にあたっては、国の「第4期教育振興基本計画」や県の「くまもと新時代教育大綱」（令和6年12月）や「第4期熊本県教育振興基本計画」（令和6年度）、その他国・県の関連計画を参酌するとともに、本市の市政運営の基本的な指針である「第2次玉名市総合計画」（平成29年3月）をはじめ、関連する計画との整合を図っています。

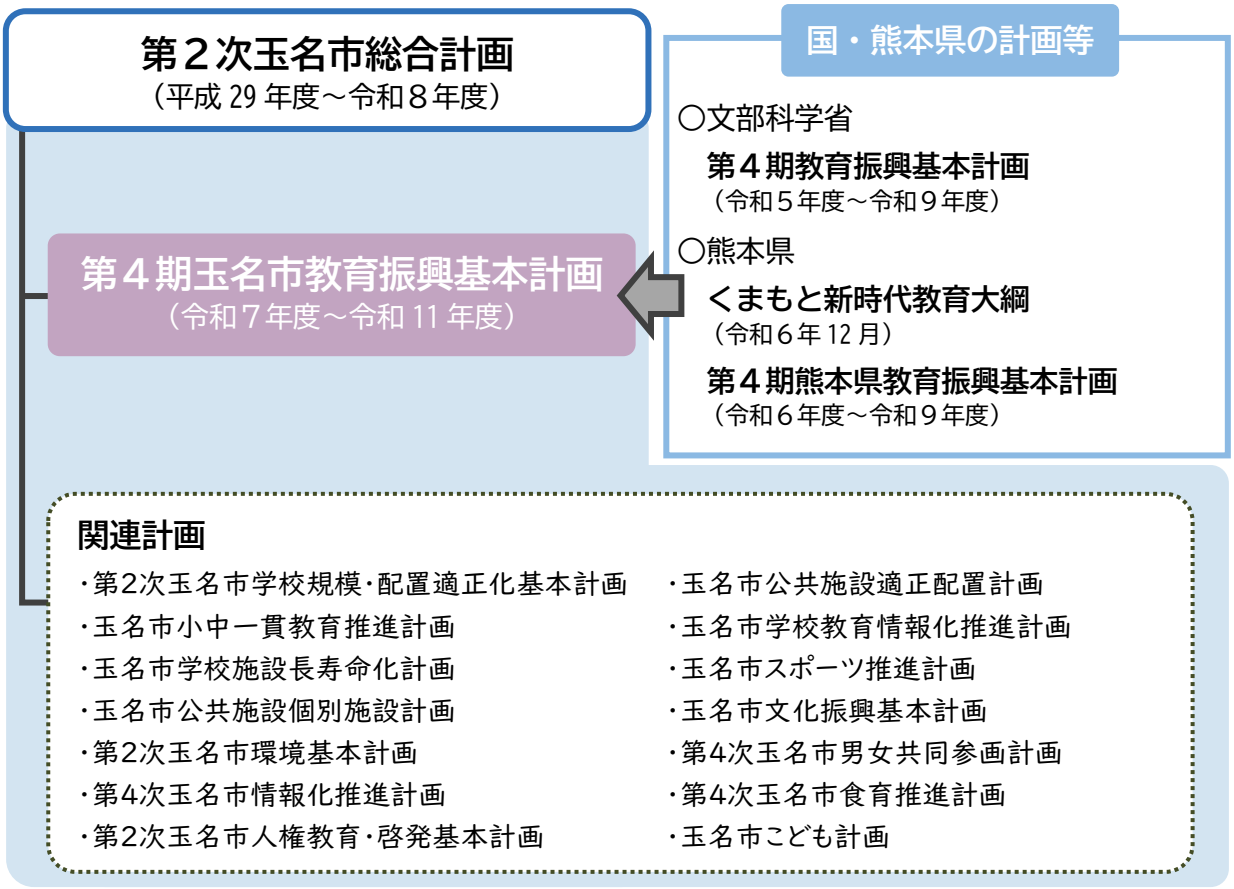

3　計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を、本計画の計画期間とします。

	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12	R13	R14
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
玉名市	第２次玉名市総合計画 基本構想 （平成 29 年度～令和８年度）				次期計画 （令和９年度～）					
	後期基本計画 （令和４年度～令和８年度）									
	第３期計画		第４期玉名市教育振興基本計画 （令和７年度～令和 11 年度）					次期計画 （令和 12 年度～）		
国	第４期教育振興基本計画 （令和５年度～令和９年度）					次期計画 （令和 10 年度～）				
熊本県	第３期 熊本県 教育振興 基本計画	第４期熊本県 教育振興基本計画 （令和６年度～令和９年度）				次期計画 （令和 10 年度～）				

第２章　教育をめぐる情勢

１　社会情勢の変化

（１）人口の減少と少子高齢化の進行

我が国の総人口は平成20年をピークに減少に転じており、人口減少社会が到来しています。同時に、急速な高齢化が進行しており、総人口に占める65歳以上人口の割合は世界で最も高くなっています。人口の減少と少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化により、地域活力の低下や経済活動の停滞、労働力不足等が懸念され、若い世代にも将来への不安感が広がっています。

このような状況の中、社会の活力を維持・発展させるためには、質の高い教育により一人一人の能力や創造性を伸長させていくことが急務となっています。

また、長寿化が進展する人生100年時代を見据え、すべての人のウェルビーイング[1]の実現のためにも、生涯にわたって学び、活躍できる環境の整備が求められており、生涯学習の重要性も一層高まっています。

（２）技術革新・グローバル化の進展

近年、AI（人工知能）や、IoT[2]（モノのインターネット）といった先端技術の発展が急速に進んでおり、我が国が目指す未来社会のコンセプトとして「Society5.0[3]」が提唱されています。

教育においても、GIGAスクール構想による１人１台端末の環境が実現し、学校におけるICT環境の整備は飛躍的に進展しました。

また、グローバル化の進展により、国境を越えた人、モノ、情報の流れが加速しています。急速な経済成長により、新興国の国際社会における存在感が増しており、我が国の国際的存在感の低下や人材の流動化、人材獲得等のグローバル競争の激化が予想されています。

（３）複雑で予測困難な社会の変化

地球規模の気候変動とそれに伴う災害の激甚化や頻発化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による暮らしや経済への影響、ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化等、現代は将来の予測が困難な「VUCA[4]（変動性・不確実性・複雑性・曖昧性）」の時代とも言われています。このような複雑で予測困難な社会の変化は、どのような職業や人生を選択するかに関わらず、すべての子供たちの生き方に影響するものとなっています。様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、多様な立場の人と協働的に議論し、課題を解決していくなど、新しい時代に求められる資質・能力の育成が社会的な要請となっています。

---

1 ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義等の将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

2 IoT：Internet of Things の略で、様々なモノ（物）がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。

3 Society5.0：日本が提唱した未来の社会像で、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させ、経済の発展と社会的課題の解決を同時に実現することを目指す、人間中心の社会のこと。

4 VUCA（ブーカ）：Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字から取った言葉で、予測困難で不安定な現代の状況を表す概念。

（４）キャリア教育[5]の充実と子供の貧困対策

終身雇用、年功序列を核とする日本型の雇用制度の揺らぎが指摘され、雇用形態の多様化等が進行する中にあって、子供たちが自分らしい生き方を実現するために必要な資質・能力を育むためのキャリア教育の充実が課題となっています。

また、日本の子供の7人に1人が貧困状態にあるとされ、社会的・経済的格差が広がっている状況の中、国や自治体等における子供の貧困対策の強化が図られています。経済的な格差が教育の格差につながり、格差が世代を通じて固定化されることのないよう、すべての子供の学びを支援し、一人一人の能力を伸ばす教育の更なる充実が求められています。

（５）地域社会を支える社会教育・文化・スポーツ活動の重要性

国は文化・芸術やスポーツを通じた生涯学習の促進に注力しており、地域社会が学びや文化的・社会的な交流を通じて活性化するための環境整備が進められています。これにより、個人の成長とともに地域の活力が引き出され、誰もが生涯にわたって学び続けることができる社会の実現が目指されています。

文化・芸術の分野では、文化芸術推進基本計画に基づき、地域ごとの独自の文化資源を活用した活動が促進されています。これは、スポーツや生涯学習においても通ずるテーマであり、地域住民の交流の場として文化施設や学びの場が重要視され、地域の絆を深め、社会的な結束を強化する役割を果たしています。

国では、教員の働き方改革や生徒の多様な学習機会の充実を目的として、公立中学校の部活動を地域の活動へ段階的に移行する取組が進められています。文部科学省は、令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域移行する方針を示しており、各自治体での実施が推進されています。

この取組の一環として、スポーツ庁と文化庁は令和4年に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、地域全体での生涯学習環境の整備を加速させています。

（６）環境問題の深刻化

「SDGs（持続可能な開発目標）」では、豊かさの追求と地球環境の保護を両立しながら、誰一人取り残されず、人間らしく暮らしていくための社会的基盤の構築を目指しています。

地球温暖化や食料、エネルギー問題等地球環境問題が深刻化する中、子供たちを含めたすべての人が、環境保全への理解を深め、自然への畏敬や命を大切にする心を育み、主体的に行動できるようにする必要があります。国際的な協調のもと、物質的な豊かさや経済発展のみを追求するのではなく、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいく主体的な行動力の育成が求められています。

---

[5] キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア形成を促す教育のこと。キャリア教育は、子供・若者がキャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目標とする教育的働きかけである。そして、キャリアの形成にとって重要なのは、自らの力で生き方を選択していくことができるよう必要な能力や態度を身に付けることにある。

２　子供を取り巻く環境の変化

（１）地域の状況の変化

核家族の増加や価値観、ライフスタイルの多様化等により、地域社会における支え合いやつながりが希薄になるなど、地域コミュニティ機能の低下が指摘されています。

子供たちが学校外で一緒に遊んだり、地域の人と触れ合ったりする機会が減少しており、世代の異なる人たちと関係を築くことや社会の中で習慣や規範を身に付けること等、従来なら自然に備わっていた社会性を身に付けることが難しくなっています。

また、人々の価値観は、集団や地域より個人や家族を重視する傾向が強まっており、子ども会等の地域団体の組織率の低下も続き、地域の教育力の低下が問題になっています。

（２）家庭の状況の変化

地域や世帯構造の変化により、家庭での世代間交流が減少し、子供の生活習慣や社会性の育成が課題となっています。また、子育てにおける親の孤立や家庭的背景等による教育格差、虐待、ヤングケアラー[6]等の問題もあります。学校・家庭・地域・子供・行政の五者が連携し、社会が一体となって未来の創り手である子供たちの成長を支えていくことが必要です。

（３）教育上の課題の多様化・複雑化

いじめ、不登校等への対応は、ますます重要な課題となっています。また、障がいのある子供が地域でともに学ぶインクルーシブ教育[7]システムの構築や日本語指導が必要な子供の増加に対応した教育環境の整備、被虐待児への対応等、教育上の課題は多様化・複雑化しています。

社会の多様化が進む中、子供が置かれた環境に左右されることなく、その可能性を最大限に引き出すことができるような学びを保障する仕組みづくりが必要です。

（４）日常生活における急速なデジタル化

子供を取り巻く環境は、急速なデジタル化により大きく変化しています。家庭では、保護者だけでなく子供もスマートフォン等を利用する機会が増え、学校ではGIGAスクール構想によりタブレットPCが日常的に使用されています。このような状況下で、情報機器の適切な活用方法やオンライン上でのモラル教育の重要性が高まっています。

さらに、情報リテラシー教育を通じて、子供たちが正しい情報を見極め、適切に活用する力を育むことも重要です。学校では教職員に向けたICT研修や保護者向けの情報提供を通じ、家庭と連携して子供たちの適切なデジタル利用を促進しています。今後、学校・家庭・地域・子供・行政の五者が連携し、子供たちが安全かつ適切に情報機器を活用できる環境整備が求められます。

---

[6] ヤングケアラー：家族の介護や世話を担う18歳未満の子供や若者のこと。

[7] インクルーシブ教育：「障害者の権利に関する条約　第24条」によれば、「直訳：包容する教育」として、障がいのある子供と障がいのない子供が共に学ぶ仕組みをいう。一人一人の教育的ニーズに的確に応えることが重要とされる。

3　教育政策の動向

（1）令和の日本型学校教育の推進

令和3年1月に中央教育審議会から「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が示されました。2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿として、すべての子供たちの可能性を引き出す、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組をさらに進化させ、教育の質を向上させることが求められています。

また、令和4年12月には中央教育審議会から「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」が示されるなど、「令和の日本型学校教育」を担う教師等の養成が求められています。

（2）教職員の働き方改革に対する取組

教育を取り巻く社会情勢の変化に対応し、教育の質を高めるため、教職員の資質向上が重要な課題である一方、教職員の長時間労働が深刻な問題となっています。国の第4期教育振興基本計画においては、教職員の働き方改革が重要な柱として位置づけられ、勤務時間の適正化や業務負担の軽減が掲げられています。

特に、教職員が本来の教育活動に専念できるよう、学校現場における業務の見直しが進められており、国はガイドラインの策定や支援策の強化を図っています。その中でも、教員が担うべき業務の明確化が推進されており、部活動の地域移行やICTを活用した事務作業の効率化が進展しています。

本市においても、これらの方針を踏まえ、教職員の負担軽減に向けた取組を進めており、教職員がより効率的に業務を遂行し、児童生徒一人一人に向き合える教育環境の実現を目指します。

（3）こども家庭庁の創設

令和4年6月に「こども家庭庁設置法」や、子供施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が成立しました。これにより、子供に関する施策を一元的に推進する「こども家庭庁」が令和5年4月に創設されました。「こども家庭庁」では「こどもまんなか」社会の実現に向けて、子供の最善の利益を第一として、子供自身の意見を尊重し、当事者目線に立った政策を進めていくことを目指しています。

本市においてもこれらの動向を踏まえ、子供自身の意見を踏まえつつ、子供本人を中心に据えた取組の推進が必要です。

（４）国・熊本県の動向

国においては、令和5年6月に「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。この計画では、コンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成、②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進、③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進、④教育デジタルトランスフォーメーション（DX[8]）の推進、⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話の5つの基本的方針と16の教育政策の目標、基本施策及び指標が示されています。

また、熊本県においては、令和6年度に「第4期熊本県教育振興基本計画」、同年12月に「くまもと新時代教育大綱」が改定され、「変化の激しい時代に対応した質の高い教育の推進」「共生社会の実現に向けた教育の充実」「世界に羽ばたく志ある人材を育てる魅力的な学校づくり」「活力あふれる熊本の実現に向けた文化・スポーツの振興」「災害からの復旧・復興及び記憶の伝承、『こどもまんなか』視点での教育施策の推進」を共通の基本目標として、「自らの可能性を拡げ、未来を切り拓く 熊本の人づくり」の実現に向け取組が進められています。

[8] DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル技術を活用してビジネスモデルや業務プロセス、組織文化を革新し、価値創出や競争力向上を目指す取組のこと。

教育長インタビュー

第4期玉名市教育振興基本計画の策定にあたり、教育長へインタビューを行いました。

変革と挑戦

～未来を切り拓き地域と世界に貢献できる「かがやく」人づくり～

を目指すにあたって

「変革と挑戦」に向けた教育のまちづくりの方向性について教えてください。

夢を実現するには、挑戦、努力、気力が欠かせません。また、諦めることなく粘り強く進める姿勢こそが夢を実現する鍵であり、この考え方は市民だけでなく、組織全体にも求められます。玉名市教育委員会では、教育施設等の改善や各課の取組を進める中で、組織全体が一丸となり、情報を共有しながら課題に取り組んでいます。

様々な課題に対して「できない」と諦めるのではなく、「どうすればできるのか」を常に考え、課題解決のために創意工夫を重ねることが重要です。講座の運営や施設の整備等、一つ一つの取組に全力で向き合い、市民の皆さんに喜んでいただけるよう取り組んで参ります。また、子供たちが夢や目標を持ち、その実現に向けて挑戦できる環境を整え、地域全体で子供たちを見守り、市民の皆さんと共に歩む教育のまちづくりを進めていきます。

子供たちの未来を支える教育環境について教えてください。

玉名市では、子供たちや市民の皆さんにとってより良い教育環境を整えることを基本方針としています。しかし、人口減少や少子化、情報化・国際化、家庭教育力の低下といった課題の中、教育を取り巻く状況は大きく変化しており、まさに転換期を迎えています。

こうした課題に対応するため、「未来を切り拓く」という理念のもと、子供たちが自立の基礎を養い、夢を実現できる教育を目指しています。特に学校教育では、「知」、「徳」、「体」のバランスを重視し、流行に左右されず、基本を徹底することを心掛けています。また、時代に応じた変革を進める教育体制の整備にも重点を置き、「玉名で生まれてよかった」と思える教育環境をつくることで、新たな歴史と伝統を築いていきたいと思います。

第３章　計画の基本構想

１　基本理念

変革と挑戦
～未来を切り拓き地域と世界に
貢献できる「かがやく」人づくり～

この基本理念は、子供から高齢者まで、本市で学ぶすべての人々が、教育を通じて地域社会や国際社会で活躍できるよう成長する環境をつくることを目指して設定しています。

また、本計画の第Ⅰ期から掲げてきた「未来を拓く」「地域と国際社会に貢献する人づくり」の方針は本計画においても引き継ぎ、急速な社会変化や多様化する価値観に柔軟に対応しながら、時代を切り拓く人材の育成を進めます。

本市の教育分野では、これまでも「変革」と「挑戦」を大切にし、粘り強く取り組む姿勢を重視しながら、個々の努力と組織全体の協力を連携させることで教育の質を高めてきました。今後もこの姿勢は継続しつつ、時代の変化に応じた教育環境の整備を進めていくとともに、個々の学びが自己成長につながり、変化に対応できる柔軟な力を育むことができるよう取り組んでいきます。また、教育を通じて人々が生涯にわたって心身ともに健康で、充実感や幸福感を得られるウェルビーイングを実現することを目指します。

そのために、学校教育の充実を図るとともに、学校・家庭・地域・子供・行政の五者が連携し、一体となって教育力を高め、地域全体で子供たちの「生きる力」を支える体制を構築します。また、人口減少や少子化、情報化、国際化といった現代の課題に対応しながら、変動の激しい時代にも流されることなく、主体的に学び、地域と共に歩む力を育む環境を整備し、生涯にわたって学び続けられる仕組みづくりを進めます。教育における基盤を着実に整備し、持続可能な教育環境づくりに取り組んでいきます。

これらの取組により、市民が「玉名市で生まれ育ってよかった」と実感し、今後もこのまちに誇りを持ち、安心して暮らし続けられるよう、教育の力で地域社会の未来づくりを進めます。

2　取組の体系

基本目標１
学校教育の充実を図り、子供たちの「生きる力」を育成する

基本方針		基本事業
1	**確かな学力の育成**	【１】授業改善に向けた取組の推進 【２】中学校区における幼・保等、小、中の連携強化
2	**豊かな心と健やかな身体の育成**	【１】人権・同和教育及び道徳教育の充実 【２】体力向上に向けた取組の推進 【３】食育の推進及び学校給食の整備 【４】基本的な生活習慣の定着
3	**個に応じた教育の推進**	【１】いじめ・不登校・問題行動等の未然防止と生徒指導の充実 【２】多様なニーズに対応した特別支援教育の推進
4	**社会の変化に対応した教育の推進**	【１】小中一貫した教育の推進 【２】環境教育の推進 【３】キャリア教育の推進 【４】国際理解・外国語教育の推進とグローバル人材の育成

基本目標２
生涯にわたって学び続ける環境を整備する

基本方針		基本事業
1	**生涯学習の充実**	【１】生涯学習の機会や場の充実 【２】公民館活動の充実 【３】読書活動の推進 【４】体験活動の充実
2	**スポーツ活動の振興**	【１】生涯スポーツの振興 【２】競技スポーツの組織強化と指導者育成 【３】新たな部活動の在り方に向けた取組の推進
3	**歴史や文化を活用した活動の推進**	【１】文化財の保存・活用及び歴史・文化を活用した地域づくりの促進 【２】文化・芸術活動の協働の推進 【３】博物館の機能強化と利用促進

基本目標３
学校・家庭・地域の教育力の充実により「生きる力」を育成する

	基本方針	基本事業
1	**学校・家庭・地域の教育力の向上**	【１】地域とともにある学校づくりの推進 【２】家庭教育力の向上 【３】地域の教育力の向上 【４】青少年の健全育成の推進
2	**地域コミュニティの活性**	【１】コミュニティ活動の充実 【２】社会教育関係団体等の支援

基本目標４
教育政策推進のための基盤を整備する

	基本方針	基本事業
1	**新しい教育に向けた環境の整備**	【１】教職員の働き方改革の推進 【２】教育ＤＸの推進 【３】学校規模・配置適正化の推進
2	**教育環境と教育施設の整備**	【１】安心・安全な学校づくりの推進 【２】コミュニティ活動拠点の整備 【３】スポーツ施設の整備と利用促進 【４】文化財保存・活用施設の整備と活用

第4章　具体的施策

基本目標 1

学校教育の充実を図り、子供たちの「生きる力」を育成する

基本方針 1－1　確かな学力の育成

【1】　授業改善に向けた取組の推進

現状と課題

授業改善の取組では、全国学力・学習状況調査[9]や熊本県学力・学習状況調査[10]、玉名市学力・学習状況調査[11]の結果を分析・活用し、授業内容の改善に努めています。その成果もあり、小学校においては、令和5年度まで正答率で全国平均を上回る結果が得られています。一方で、中学校では、熊本県の傾向と同様に全国平均を上回る教科が少なく、厳しい状況が続いています。さらに、生徒質問紙調査からは、学校の授業時間以外での学習時間が全国平均と比べて少ないことも明らかになっています。

また、小中学校でのプログラミング学習の導入や情報活用能力の育成が求められており、その環境整備も進められています。令和3年度には、GIGAスクール構想のもと、全児童生徒及び全教員に1人1台のタブレットPCが配備され、AIドリル等の情報機器やソフト、各教室へのWi-Fi環境の整備が行われました。さらに、ICT支援員を配置し、ICTを活用した学習支援活動を充実させることで、情報活用能力の育成を図っています。

加えて、児童生徒が学習に対して「好き」「わかる」という感覚を持てるよう、学習意欲の向上に向けた研修会も実施しています。これらの取組を通じて、児童生徒一人一人の学びを支える環境をさらに充実させていく必要があります。

[9] 全国学力・学習状況調査：文部科学省が4月に全国で実施する調査。小学6年生と中学3年生を対象に国語、算数・数学（3年に1回程度理科と英語（中学校のみ））と質問紙調査を実施。

[10] 熊本県学力・学習状況調査：熊本県教育委員会が12月に県内（熊本市を除く）で実施する調査。小学校3年生～6年生、中学校1・2年生を対象に国語、算数・数学、英語（中学校のみ）と質問紙調査を実施。

[11] 玉名市学力・学習状況調査：玉名市教育委員会が4月と12月に実施する調査。4月は小学2年生を対象に質問紙調査、小学校3年生～5年生、中学校は中学1・2年を対象に国語、算数・数学、英語（中学校のみ）と質問紙調査を実施。12月は小学校1・2年生を対象に国語、算数と質問紙調査、小学校3年生～中学校2年生を対象に社会、理科を実施。

今後の取組

取組	内容	担当課
確かな学力をつけるための環境整備	・児童生徒に求められる資質・能力の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を進めるなど、小中一貫した教育の取組を引き続き推進していきます。	教育総務課
	・研究推進校を指定することにより、授業力向上のための環境を整えます。	教育総務課
	・児童生徒の情報活用能力の育成を図るため、ICT環境を整備するなど、学校間の学習環境の差が生じないように、学習機器の整備の充実に努めます。	教育総務課
多様な学びの充実	・積極的に体験的な学習活動を取り入れたり、地域の企業団体等からゲストティーチャーを招いたりしながら多様な学びの充実に努めます。	教育総務課
教職員の資質の向上	・教員の指導力に個人差がないよう研修等の機会確保に努め、指導力の向上を図ります。	教育総務課
	・学校教育指導員が経験の浅い教員を中心に授業参観及び指導・助言を行い、授業力の向上を図ります。	教育総務課

【２】　中学校区における幼・保等、小、中の連携強化

現状と課題

地域の子供たちが一貫性のあるより良い環境で育つためには、幼・保等、小、中が共通の視点と方向性を持ち、発達や学びの連続性を踏まえて連携することが必要です。現在、本市では教育目標の具現化に向けた共通実践事項の取組を確認し、各中学校区で小中合同研修会を実施しています。これにより、発達段階に応じた実践へとつなげています。また、幼稚園や保育園との合同研修会も行い、発達段階に応じた教育の一貫性を高めています。さらに、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を目指し、各中学校区で地区コーディネーター会議や授業・保育参観、スタートカリキュラムや架け橋期のカリキュラムの作成・実施に取り組んでいます。

今後も、学校や中学校区ごとの取組や意識の違い、幼稚園・保育園と小学校の所管課が異なることによる情報共有や共通実践の必要性といった課題を解決するために、関係機関との連携をさらに強化し、子供たちの発達と学びを支える取組の充実を図っていきます。

今後の取組

取組	内容	担当課
中学校区における幼・保等、小、中の連携強化	・就学前教育から小学校以降の教育への円滑な接続を図るため、幼・保等、小、中や関係機関との連携を強化します。	教育総務課

基本方針
1－2

豊かな心と健やかな身体の育成

【１】　人権・同和教育及び道徳教育の充実

現状と課題

1946年に公布された日本国憲法では、「基本的人権の尊重」が柱の1つとして掲げられており、この基本的人権の尊重は、一人一人が生まれながらに持つ「侵すことのできない永久の権利」であると宣言されています。2000年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体の人権教育・啓発のより一層の取組が求められています。

本市は人権が尊重される社会を目指し、市民が参加できる学習・啓発活動を行っており、人権ポスター・人権標語の募集と掲示、玉名市人権・同和教育研究大会や講演会の開催、人権週間の期間中には街頭での啓発活動等を行っていますが、一般市民の参加は少ない状況です。

道徳教育においては、校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進教師を中心とした協力体制を確立し、教育活動全体を通じた道徳教育を推進し、道徳的実践力の向上を図っています。道徳教育用郷土資料「くまもとの心」[12]（熊本県教育委員会作成）等を活用し、郷土に対する理解や郷土愛を深めています。

また、熊本地震で被災した子供たちの体験談や教訓をまとめた平成28年熊本地震関連教材「つなぐ～熊本の明日へ～」[13]（熊本県教育委員会作成）を活用し、被災経験を忘れず、人とのつながりの大切さを学ぶ機会を提供しています。

さらに、小学校では平成30年度、中学校では令和元年度より、「道徳」が「特別の教科　道徳」として全面実施されています。加えて、保護者に道徳の授業を公開することで、家庭や地域と連携した道徳教育の推進や、その重要性の啓発を図っています。

今後の取組

取組	内容	担当課
熊本地震を教訓とした教育の推進	・熊本地震について、その体験を忘れず未来への教訓とするための教育に引き続き取り組みます。	教育総務課
家庭・地域との連携による人権同和教育及び道徳教育の推進	・授業参観、学校からの便り等を通じ、保護者等に人権・道徳の授業を公開し、引き続き家庭や地域と連携した道徳教育の推進や重要性の啓発を図ります。	教育総務課
人権教育・啓発の推進	・人権問題の解決に向けて「第2次玉名市人権教育・啓発基本計画」をもとに、人権教育・啓発を行い、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指します。	コミュニティ推進課 人権啓発課

[12] 道徳教育用郷土資料「くまもとの心」：郷土の先人の伝記や逸話等から人間の生き方、考え方に共感を持って学び取ることができ、また同時に子供たちの郷土に対する愛着を深めることができるよう作成した道徳教育用教材のこと。

[13] 平成28年熊本地震関連教材「つなぐ～熊本の明日へ～」：平成28年に発生した熊本地震をもとに熊本県教育委員会が作成した道徳教育用教材のこと。

【２】　体力向上に向けた取組の推進

現状と課題

学校保健においては、児童生徒及び職員の健康保持・増進に向けた取組として、食生活や歯磨き習慣の指導を推進しています。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学5年生・中学2年生対象）では、全国平均と比較して概ね上回るという結果になっています。しかし、近年は情報化社会の進展により子供が情報機器と接する時間が増加するなどの生活習慣の変化、学業を優先し子供に積極的に体を動かせることをしなくなるなどの保護者の意識の変化等により、学校以外で運動を行う児童生徒が減少し、子供の体力を低下させることが懸念されます。このため子供たちがスポーツに関わるきっかけづくりとして、学校施設を活用した地域スポーツ活動が実施されており、今後は一人でも多くの児童生徒がスポーツに興味を持ち、その楽しさを実感し、生活の中に自然とスポーツが取り込まれていくための取組の充実が必要となります。

今後の取組

取組	内容	担当課
教科体育の充実	・児童生徒の体力・運動能力調査の結果を分析し、課題となる体力・運動能力の向上に向けた補強運動を教科体育において積極的に取り入れていきます。	教育総務課
	・教科体育において、運動の楽しさを味わい、生涯スポーツにつなげていきます。	教育総務課
	・教科体育における保健の学習の充実を図り、健康維持・増進への関心を高めていきます。	教育総務課
児童の運動能力向上のための環境整備	・児童の体力・運動能力の維持・向上に向けた放課後スポーツ教室等を開催します。	スポーツ振興課

【３】　食育の推進及び学校給食の整備

現状と課題

食育分野においては、「早寝・早起き・朝ごはん」運動をはじめ、家庭・学校・関係機関が連携しながら望ましい食習慣の形成を目指して取り組んでいます。また、児童生徒に対して栄養教諭等による講話を実施し、食への理解促進・深化を図っています。しかし、近年、食生活の乱れや肥満、痩身傾向等子供たちの健康を取り巻く問題が深刻化しており、課題克服に向けた取組が必要です。

学校給食においては、地産地消と食育の推進及び食物アレルギー対策に取り組んでおり、今後も学校給食を生きた教材として活用し、児童生徒の心身の健全な育成に努める必要があります。

また、市内の学校給食施設では、建物の改修や設備の更新が課題となっており、施設内の温度管理や調理作業の区分け等、現行の衛生管理基準に適合することが困難になっています。

「第4次玉名市食育推進計画」に基づき、関係団体と連携して健康食育フェアを開催し、市民の食生活への啓発と連携推進に取り組んでいます。多くの市民へ健康食育に関する周知・啓発を行っていくため、イベント環境や体制の充実に努めます。

今後の取組

取組	内容	担当課
栄養教諭等との連携に基づく食育指導の充実	・栄養教諭等と連携し、食に関する指導を充実させるとともに、児童生徒が正しい食習慣を身に付け、豊かな食文化や生活習慣の基礎を築けるよう努めます。	教育総務課
学校給食の充実	・児童生徒の「食」への関心や理解を深めるために、地産地消を推進するとともに、安心・安全な給食を提供するために、現行の衛生管理基準に適合した学校給食施設の在り方を検討します。	教育総務課
市民の食生活への啓発と連携推進	・「第4次玉名市食育推進計画」に基づき、行政・学校・医療機関・農業関係者等の多様な関係者と連携しながら、市民が食に関する正しい知識を身に付け、健康的な食生活が実践できるよう取り組みます。	保健予防課
	・健康食育フェア等において、あらゆる年齢層への健康食育の啓発を行い、総合的な食育の推進に取り組みます。	保健予防課

【４】　基本的な生活習慣の定着

現状と課題

規則正しい生活習慣を身に付けるための「早寝・早起き・朝ごはん」運動については、定着の兆しが見られる中、今後は学校からの申請に応じて県や市のプログラムトレーナーを派遣し、「くまもと『親の学び』プログラム」を実施することで、家庭教育支援の一環として「早寝・早起き・朝ごはん」運動の普及を図り、保護者への啓発を強化します。

今後はプログラムトレーナーの育成や活動啓発を一層強化し、より多くの家庭で実践されるよう取り組んでいきます。

今後の取組

取組	内容	担当課
親の学びと人材育成の推進	・「くまもと『親の学び』プログラム」に取り組むとともに、熊本県や近隣自治体の事例を参考にしながら、人材育成に取り組みます。	コミュニティ推進課
健康的な生活習慣の促進	・「早寝・早起き・朝ごはん」運動の意義や成果等有効な情報を発信することで、更なる普及を図ります。	コミュニティ推進課 教育総務課 子育て支援課 保健予防課

基本方針
1－3

個に応じた教育の推進

【１】　いじめ・不登校・問題行動等の未然防止と生徒指導の充実

現状と課題

本市では、「玉名市いじめ防止対策委員会」や「玉名市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめの防止や対策強化を図るとともに、いじめの未然防止・早期発見・解決に向けて、小中学校の全児童生徒を対象として定期的に「タマにゃんチェック」を行うとともに、教育相談を実施しています。これにより、児童生徒が相談しやすい体制を整えています。

また、不登校児童生徒の増加を受け、本市では令和6年度から、これまで週2回の実施だったタマにゃん教室（玉名市教育支援センター）を平日毎日受け入れ可能な体制へと整備しています。さらに、各中学校では適応指導教室（玉名市校内教育支援センター）を開室し、指導員を各校に配置することで、不登校児童生徒への教育支援の充実に向け取り組んでいます。

いじめや不登校の他にも、インターネットやSNSを用いた人権侵害や誹謗中傷等が近年、全国的に問題となっており、本市においても人権教育とともに情報モラルに関する指導の充実が求められています。

各学校では、状況に応じて情報モラルに関する教育計画を作成し、道徳や総合的な学習の時間等で学習を進めていますが、スマートフォンの所持の低年齢化や、様々な情報発信ツールへの対応の難しさ、家庭における教育力の格差といった課題があります。これらの課題に対応するためには、学校だけでなく、家庭との連携を強化し、メディアリテラシーに関する教育を充実していく必要があります。

今後の取組

取組	内容	担当課
いじめの早期発見・解決に向けた取組	・いじめの早期発見・解決に向けて、引き続き児童生徒を対象としたアンケート調査や相談支援を実施します。	教育総務課
	・熊本県教育委員会のSC[14]、SSW[15]を活用しながら、いじめの早期発見・解決につなげます。	教育総務課
不登校児童生徒へ向けた取組	・タマにゃん教室（玉名市教育支援センター）を設け、学校に通うことが難しい児童生徒への教育支援に取り組みます。	教育総務課
情報モラルに関する指導の充実	・インターネットやSNS等を用いた人権侵害やいじめについて、人権教育や情報モラルに関する指導の充実を図り、家庭と連携した取組を検討します。	教育総務課 コミュニティ推進課

[14] SC（スクールカウンセラー）：スクールカウンセラーは学校において、児童生徒や保護者に対して子供の悩みを聞いたり、教職員や保護者への相談相手となったりして、心理学的知見から指導や助言等を行う職員のこと。

[15] SSW（スクールソーシャルワーカー）：いじめや不登校、虐待、貧困等、学校や日常生活における問題に直面する子供を支援する社会福祉の専門スタッフのこと。

【２】　多様なニーズに対応した特別支援教育の推進

現状と課題

特別支援教育[16]の推進にあたり、コーディネーターを中心とした会議や研修会、協議会を開催し、障がいの特性に関する理解を深め、支援の質や指導力の向上を図っています。あわせて、特別支援教育支援員（以下、「支援員」という。）の育成と増員により、児童生徒への支援の質と量を向上させています。

しかし、教員や支援員の経験等に個人差があることや特別支援のニーズが多様化しており、それらへの対応が課題となっています。今後も支援員の育成や研修を進め、体制の充実を図る必要があります。同時に、児童生徒が最適な環境で学ぶ機会を提供するため、保護者に対して特別支援教育の意義やメリット、重要性を啓発し、相談等の支援を行うことで不安を解消し、特別支援教育への理解を深め、信頼関係の構築を図ることが求められます。

また、特別支援教育就学ガイドを作成し、市のホームページでの公開や就学前施設を通じ保護者への配布を行うことで、特別支援教育に関する啓発を進めています。加えて、県立特別支援学校の巡回相談を活用するなどして支援体制を整えています。今後は、取組を一層強化し、インクルーシブ教育[17]の推進や児童生徒一人一人に適した学びの場の提供につなげていく必要があります。

今後の取組

取組	内容	担当課
支援体制の強化	・ニーズが増加傾向にある特別支援教育について、継続的に研修を充実させ、特別支援教育支援員の育成を図ります。	教育総務課
	・児童生徒の教育について不安を抱える保護者に向けて、相談等の支援を推進します。	教育総務課
特別支援教育の充実	・学校教育において、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いの個性を尊重し合いながら共に学び、支え合うインクルーシブ教育を進めます。	教育総務課
	・障がいの種別や発達の状態に応じた教育課程を編成し、個別の教育支援計画、指導計画を作成し、個に応じた支援を展開します。	教育総務課
	・特別支援教育コーディネーターを中心に研修を実施し、教職員が障がいの特性を理解し、支援が必要な児童生徒に適切に関われるよう支援します。	教育総務課
	・特別な支援が必要な児童生徒の保護者に対して特別支援教育の意義や重要性の啓発、関係課や事業者・団体と連携した相談支援等により理解を促進し、児童生徒にとってよりよい教育環境の確保につなげます。	教育総務課 保健予防課 子育て支援課 総合福祉課

[16] 特別支援教育：障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

[17] インクルーシブ教育（再掲）：「障害者の権利に関する条約　第24条」によれば、「直訳：包容する教育」として、障がいのある子供と障がいのない子供が共に学ぶ仕組みをいう。一人一人の教育的ニーズに的確に応えることが重要とされる。

基本方針
1－4

社会の変化に対応した教育の推進

【１】　小中一貫した教育の推進

現状と課題

義務教育9年間を一体的に捉えた教育の重要性が全国的に強調されており、本市でも、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」からなる「生きる力」を身に付けた児童生徒の育成に向けて、小中一貫教育コーディネーター会議や研修、中学校区での部会等を通じて、各学校の教職員が連携・協力しながら小中一貫した教育を推進しています。各中学校区で重点的に育成すべき資質・能力を明確化し、小中連携を強化することで、児童生徒一人一人にとって充実した教育環境の提供を目指しています。しかし、学校や教職員間で取組に対する意識に温度差があることが課題となっています。

英語教育では、国際感覚豊かな人材の育成を目指し、小学校全学年で本市独自の取組である「エンジョイ・イングリッシュ」を実施しています。週2～3回の頻度で行われ、児童が楽しみながら英語に触れられる機会を提供していますが、時間の確保が課題となっています。

今後の取組

取組	内容	担当課
小中一貫した教育推進のための体制整備	・「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」からなる「生きる力」を身に付けた児童生徒の育成に向けて、引き続き各学校の小中一貫教育コーディネーターが中心となり、教職員が連携・協力しながら小中一貫した教育を推進します。	教育総務課
	・小中一貫教育コーディネーター会議・研修等を継続して開催し、学校間の取組に差が生じないように努めます。	教育総務課
	・各中学校区で授業の進め方や学習指導・生徒指導の共通実践事項を定め、定期的に共通実践事項の成果と課題を明らかにし、改善を図りながら、知徳体のバランスの取れた児童生徒の育成を目指します。	教育総務課
本市ならではの小中一貫した教育の強化	・令和元年度まで玉名学（探究）として行ってきた教育内容について、総合的な学習の時間[18]や教科等の中で推進します。	教育総務課
	・小学校の外国語活動・外国語や中学校の外国語への円滑な接続を図るなど、エンジョイ・イングリッシュに取り組んでいきます。	教育総務課

[18] 総合的な学習の時間：探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通じて、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を目指す時間。

【２】　環境教育の推進

現状と課題

現在、温暖化や自然破壊等地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が緊急かつ重要な課題となっています。豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用等環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが大切です。そのためには、様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要であり、特に、子供たちへの環境教育は極めて重要な意義を有しています。

本市では、古来より豊かな恵みをもたらした有明海や菊池川、小岱山及び金峰山の山々等の豊かで美しい自然環境を後世に残すために、小学校5年生の総合的な学習の時間を通じて、自然環境を大切にする心を育む環境学習を実施しています。

また、「水俣に学ぶ肥後っ子教室」や数値目標を設けた学校版環境ISO[19]の取組を推進しています。各学校では、教職員と児童生徒が協力し、環境保全に関する計画を立てて実行し、成果を年度末に報告する活動を行っています。今後も継続的に取り組み、環境教育の推進を図ります。

今後の取組

取組	内容	担当課
環境保全活動を通じた実践的学びの充実	・学校版環境ISOの取組として、すべての小中学校で節電や節水、紙のリサイクル等の活動を行い、物を大切にする心や自然環境を守る態度を育て、家庭や地域における実践へとつなげます。	教育総務課
	・小学校の総合的な学習の時間において、身近な環境に目を向け、公害や環境問題について学習し、自分たちのできることを考えることができる児童を育成していきます。	教育総務課
潤いある教育環境づくり	・学校園や学級園等で花を育てる活動を通じて、豊かな心を育みます。	教育総務課
水俣病学習を通じた環境意識の向上と人権教育	・環境問題への関心と解決に向けた態度・能力を育成するため、「水俣に学ぶ肥後っ子教室」等を実施し、水俣病への理解を深め、差別や偏見を排除する姿勢を育てます。	教育総務課

[19] 学校版環境 ISO：環境にやさしい学校づくりを児童生徒・教職員が話し合い、全校をあげて実践活動に取り組むものである。子供の頃から、環境について考える機会と実践を通じて、将来を担う子供たちの環境に対する意識を高めることを目的としている。平成19年度から熊本県内のすべての公立小中学校で学校版環境 ISO の取組を行っており、数値目標を掲げた活動や家庭・地域と連携した活動等「環境立県くまもと」の実現を図る取組が展開されている。

【３】　キャリア教育の推進

現状と課題

本市のキャリア教育においては、総合的な学習の時間の計画的・継続的な取組を中心として、「働くことの意義や喜び」また「学びと仕事を結び付けて考える取組」を推進しています。特に、働くことに対して基礎力となる「人間関係の形成能力」の向上に取り組んでいます。具体的には、小学校では１～４年生時に見学旅行、中学校では２年生時に職場体験を年に１回実施し、学校と地域、社会や産業界等との連携・協働した取組を進めています。これにより、社会人による講話、職場見学、農業体験、福祉体験、職場体験等の多様な体験活動が充実し、児童生徒が働くことの意義や喜びを実感する機会となっています。

しかし、現在のキャリア教育は特定の科目として体系的に実施されておらず、各教科や領域を意識的につなげる取組が不足しているのが現状です。そのため、各学校での実施状況に差があり、キャリア教育の体系的な推進と一貫性を持たせるための見直しが求められています。

また、特別活動を基盤に、各教科等の特性を活かしつつキャリア教育を充実させることが求められています。各学校では児童生徒一人一人が毎年キャリア・パスポート[20]を作成し、自己のキャリア形成に活かす取組を行っています。しかしながら、キャリア・パスポートの効果が明確ではないため、評価・検証を行いながら、児童生徒のキャリア形成につなげていく必要があります。

今後の取組

取組	内容	担当課
実践的学習機会の充実	・学校と地域、産業界等と連携し、職業講話や職場見学、農業体験、福祉体験、職場体験等を通じて、児童生徒が働くことの意義や喜びを学べる機会を充実させます。	教育総務課
	・職場体験学習において、学校や事業所等関係機関と連携しながら、生徒が様々な労働のあり方について学習できる機会の確保・充実に努めます。	教育総務課 コミュニティ推進課
キャリア教育の推進	・特別活動や総合的な学習の時間を中心に各教科と連携しながら、児童生徒の主体的な学びやキャリア形成につながるよう、キャリア・パスポートを作成します。	教育総務課

[20] キャリア・パスポート：児童生徒が学習のプロセスを記述・振り返りできるポートフォリオ教材のこと。

【４】　国際理解・外国語教育の推進とグローバル人材の育成

現状と課題

近年、外国人観光客や海外企業の地元進出による外国人労働者の急増に伴い、英語能力をはじめとする国際感覚が豊かな人材へのニーズは日々高まっています。また、国際化が進展する現代においては、人、モノ、情報が国境を越えて迅速に行き交い、国際社会に生きるための広い視野と相互理解が重要な課題となっています。今後の国際化を見据え、相手の立場を尊重しつつ自分の考えや意見を表現し、相互理解を深めていく必要性が一層強まっており、その手段としての外国語の重要性はますます高まっています。

そこで本市では、従来から外国語指導助手として各小中学校へALTを派遣し、外国語教育の充実と異文化への理解を深める取組を行っています。

小学校では、3～4年で「外国語活動」、5～6年生で「外国語科」を実施しています。特に、独自の英語学習活動「エンジョイ・イングリッシュ」を小学校全学年で実施し、週2～3回のペースで各校の実情に応じた活動を行っています。

また、「エンジョイ・イングリッシュ」で培った基礎力を活かし、小学校では担任または専科教員、中学校では教科担任が指導を行い、スムーズな学習接続を図っています。

国際交流としては、令和5年度より台湾との交流、令和6年度にスウェーデンとのオンライン交流会の実施を通じて、グローバル人材の育成を図っています。しかし、児童生徒の国際感覚を養うためには、現在の授業時間では十分な教育が難しく、時間の確保が今後の課題となっています。

玉名市中学校英語検定チャレンジ事業では、中学生の目標に挑戦する主体的な学びの育成と英語力、学習意欲の向上を図ることを目的に、中学校3年生が受験する英語外部検定試験の検定料の支援を行っています。

今後の取組

取組	内容	担当課
国際理解教育と外国語教育の推進	・本市独自の取組である小学校における「エンジョイ・イングリッシュ」を今後も推進し、外国語能力（英語）の向上、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。	教育総務課
	・「エンジョイ・イングリッシュ」で培った力を土台に、小学校3年生からの外国語活動（英語）、小学校5年生からの教科としての外国語学習、さらには中学校における英語学習へのスムーズな接続につなげます。	教育総務課
	・夏休み等の長期休暇を利用してALTによるエンジョイ・イングリッシュ・クラブ（EEC）を開催し、児童生徒が外国語を通じて異年齢や異文化交流を楽しめる機会を提供します。	教育総務課
	・ICT機器のより効果的・積極的な活用を通じて各地域との交流を図り、グローバル人材を育成します。	教育総務課

基本目標 2

生涯にわたって学び続ける環境を整備する

基本方針 2－1

生涯学習の充実

【１】　生涯学習の機会や場の充実

現状と課題

生涯学習は、すべての市民に学習の機会を提供するだけでなく、健康増進や生きがいづくり、また教室を通じた仲間づくり、ひいては、地域コミュニティの強化にもつながります。本市では、中央・岔明・横島・天水の4つの公民館を拠点に、多様な生涯学習の機会を提供するとともに、その成果発表として生涯学習フェスティバルを開催し、能力活用の場の提供も推進しています。

しかしながら、生涯学習においては、地区ごとに活動内容や頻度に差が見られ、今後の課題となっています。高齢者向けの健康促進や生きがいづくりに加え、今後DX社会が進む中、誰一人取り残さないデジタル化に向けた取組を実施します。また併せて若年層や子育て世代等幅広い世代の参加を促進し、多様なニーズに応じたプログラムを展開することで、メディアリテラシーの向上につなげています。

また、図書館は生涯学習における重要な拠点として、市内4つの図書館（玉名市民、岔明、横島、天水）及び電子図書館（たまな圏域電子図書館）において学習支援や情報提供の役割を担っています。現在、「玉名市子ども読書活動推進計画」をもとに読書活動を推進しており、蔵書の充実や利便性の向上を図っています。特に所蔵スペースの改善や閲覧スペースの拡大を図ることで、市民が学びや情報を得るための場として、誰もが快適に利用できる環境を整えています。

今後の取組

取組	内容	担当課
生涯学習の機会や場の充実	・受講生のニーズに合わせて講座内容を見直し、認知度を高めるとともに、各種教室の開催を通じて生涯学習活動の活性化と事業の推進を図ります。	コミュニティ推進課
	・子供から高齢者まで、幅広い年代に対する講座や事業を実施し、多様な学習機会の場を提供するとともに、成果発表や能力活用の場の提供を推進します。	コミュニティ推進課
	・高齢者を対象に「はつらつシニア教室」を開催し、学びの機会を提供するとともに、コミュニティへの参加を促します。	コミュニティ推進課
図書館サービスの充実	・図書館運営においては、蔵書の充実等に取り組むとともに利用者のニーズを把握し、市民の主体的な学びの場として活用できるよう、利用者の快適さに配慮した環境の維持に努めます。	コミュニティ推進課
	・利便性の維持・向上に向けて、デジタル図書等を通じ、時代に合ったサービスを提供できるよう状況の把握に努めます。	コミュニティ推進課
	・市内4つの図書館、移動図書館（たまきな号）で、図書の提供の充実を図ります。	コミュニティ推進課
	・熊本市（連携中枢都市圏構想）との図書館相互利用で図書の提供の充実を図ります。	コミュニティ推進課

【２】　公民館活動の充実

現状と課題

公民館（中央、岱明、横島、天水）では、市民一人一人が生涯にわたって学習し、自己実現を目指して豊かな人生を送るために、各種講座を開講しています。令和5年度には、延べ1,200人以上が参加しました。しかし、少子化や高齢者の就業継続、情報化の進展、ライフスタイルの多様化等により、受講者数は減少傾向にあります。このため、若年層の講座参加者を募るため、家族で参加できる講座や子供向け講座の新設が進められ、令和6年度には玉名工業高校との連携で地域児童の居場所づくりを目的とした放課後ワークショップも開講しました。

今後は、利用者の多様化・高度化する生活課題や学習ニーズを的確に把握し、誰でも、いつでも学べる学習機会の提供をさらに充実させる必要があります。また、公民館主催の講座には発表の場として「生涯学習フェスティバル」があり、岱明町公民館では、地域の自主講座サークルが中心となる「岱明町公民館まつり」が開催されています。これらは、生涯学習の幅を広げる良い機会となっています。

また、公民館支館活動では、支館長を中心にした支館活動(体育祭や球技大会等)が展開され、地域住民の連帯を図っています。

今後は、社会教育の観点から地域との連携を深め、学びの場としての公民館の位置づけを強化するとともに、公民館主催講座と自主サークル活動の交流の場として、発表の場のあり方を検討することが求められます。

今後の取組

取組	内容	担当課
公民館活動の充実	・未参加の市民に対しては参加促進・認知度向上を図り、参加している市民には意欲を高めるため、公民館主催の講座や生涯学習活動の発表の場を提供します。	コミュニティ推進課
	・学校の長期休業日を活用し、子供や親子向けの学習体験講座を実施して、子供の居場所づくりや親子の交流の場を提供し、新たな受講者層の拡大を図ります。	コミュニティ推進課
	・世代ごとの学習ニーズや受講生のアンケート結果を踏まえ、学習機会の充実を図るとともに、教室の開催により認知度を高め、生涯学習活動の活性化を目指します。	コミュニティ推進課
自主講座サークルへの支援	・公民館主催講座と自主的なサークル活動の交流を図ることにより、受講生同士の交流促進と情報交換を通じ、活動の機会や幅が広がるよう積極的な支援を図ります。	コミュニティ推進課

【３】　読書活動の推進

現状と課題

「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、読書活動は「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けるために欠かせない」とされています。それには、社会全体で読書活動を推進することは非常に重要です。

玉名市図書館では、ボランティア団体と連携し、図書館まつりや上映会、各図書館（玉名市民、岱明、横島、天水）においては毎月「おはなし会」を開催しています。小中学校においては、ボランティア団体やPTAが読み聞かせや、電子図書館の活用等で本に親しむ時間を提供しています。また、「ブックスタート事業[21]」、移動図書館の巡回等を行い、乳幼児期からの読書習慣の形成を進めています。ブックスタート事業では0歳児を対象に絵本を贈呈していますが、利用者が出生数に比べて少ない等の課題があるため、事業の目的である「絵本を通して親子で楽しい時間を過ごしてもらう」ためにも、更なる周知に努めます。

また、令和3年度からは電子図書館を開館し、市民が読書に親しめる環境を広げました。

さらに、学校図書館では蔵書数の増加や図書室補助員の配置等、読書環境の充実に努めるとともに、玉名市図書館との連携を深めていきます。

しかし、読書習慣の形成や持続には個人差が生じているため、読書活動を一層推進し、習慣として定着させるための取組が必要となっているため、学校の読書活動と連携し、周知を図っていきます。

今後の取組

取組	内容	担当課
読書活動の推進	・「おはなし会」や「ブックスタート事業」及び移動図書館の巡回等による幼児期からの読書習慣の定着につなげます。	コミュニティ推進課
	・読み聞かせをはじめ、図書館の行事についてはボランティア団体等関係団体と連携し、継続実施を図ることで、子供の読書を通じた豊かな感性や想像力の育成につなげます。	コミュニティ推進課
	・中学生の読書活動を促進するため、需要の高い図書の把握や拡充に努め、家庭と連携した読書活動の推進を図ります。	コミュニティ推進課
電子図書館の活用と拡充	・たまな圏域電子図書館のどこからでも図書を読める利点を周知し、更なる利用拡大に努めます。	コミュニティ推進課
	・学校と連携した図書館利用カードの発行を継続し、読み放題コンテンツ等の教育現場で利用しやすいコンテンツも提供しながら、電子図書館の資料数を拡大します。	コミュニティ推進課
図書活動推進のための支援体制強化	・図書室補助員の研修を行い、読書活動推進に向けた取組の充実を図ります。	教育総務課

[21] ブックスタート事業：平成18年度より本市において絵本を通じた保護者と子供の触れあいを進めるため、すべての赤ちゃんとその保護者に読書活動の意義や価値を啓発しながら絵本を贈呈する事業である。

取組	内容	担当課
学校図書館の充実	・全小中学校で学校図書館図書標準以上の蔵書を維持しつつ、蔵書の見直しと適切な更新、図書の整備に努めるとともに、新たなニーズに対応した蔵書の充実に努めます。	教育総務課
	・新聞を活用した学習への取組と児童生徒が主体的に主権者としての必要な資質・能力を身に付けるため、発達段階に応じた学校図書館への新聞の複数紙配備を図ります。	教育総務課

【４】　体験活動の充実

現状と課題

児童生徒が学ぶ過程において、様々な実体験を通じて心が豊かになり、思考力や判断力が養われます。本市では、総合的な学習の時間や特別活動を通じて、児童生徒が地域の人々や団体、様々な事象に触れる機会を提供しています。

小学校5年生と中学校1年生を対象に集団宿泊教室を実施しており、自然の中での体験が豊かな心を育むことに繋がっています。令和5年度には、地域学校協働活動[22]推進事業として、17の事業者を受け入れ、中学校の体験活動の充実を図りました。今後も学校や児童生徒のニーズに合わせた事業者の受け入れを進めていきます。

今後の取組

取組	内容	担当課
体験活動の充実	・集団宿泊教室や職場体験学習を継続して実施するとともに、内容の充実に取り組み、更なる豊かな心の醸成を図ります。	教育総務課 コミュニティ推進課

[22] 地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

基本方針
2－2

スポーツ活動の振興

【１】　生涯スポーツの振興

現状と課題

働く世代のスポーツ活動は、仕事のストレスを軽減し、コミュニケーションを通じて協調性を育み、生活の質を向上させます。特にスポーツ実施率が低い若年層が仕事や家事、育児とのバランスを取りながら気軽にスポーツに親しめるようコミュニティにおけるスポーツ交流イベントの開催やスポーツ協会主催の各種スポーツ大会、各スポーツ施設の指定管理者による健康教室等の自主事業が実施されています。今後は、新たな大会や教室を考案するなど、取組の拡充が求められます。

また、高齢者のスポーツ活動は健康づくりや生きがい、体力向上に大きな役割を果たします。スポーツ推進委員協議会等と連携し、年齢や体力に関係なく楽しめるファミリースポーツやニュースポーツを普及させるため、各地区で運動会や球技大会を開催しています。高齢者が明るく活力のある生活を維持するためには、主体的かつ継続的にスポーツに取り組む環境整備が重要です。

障がいのある人がスポーツやレクリエーション活動に参加することは、自立や社会参加を促進するために非常に大切です。障がいの有無に関わらず、誰もが一緒にスポーツを楽しむことで、相互理解や連帯感が深まる効果も期待できます。今後は、競技性の高いスポーツの推進等、活動の幅を広げることが必要です。

今後の取組

取組	内容	担当課
スポーツイベント開催による普及活動	・スポーツ協会及びスポーツ協会各種目団体と連携し、誰もが気軽に参加できるスポーツ大会を開催し、スポーツを楽しむ機会の拡充に努めます。	スポーツ振興課
	・スポーツ推進委員協議会等と連携を深め、体力や年齢を問わずに手軽に取り組めるファミリースポーツやニュースポーツの普及に努めます。	スポーツ振興課
	・公民館支館が中心となって開催するスポーツ大会等の取組を支援し、地域スポーツの活性化を図ります。	スポーツ振興課
市民が楽しめるスポーツ環境の整備	・市民参加型のマラソン大会を開催するほか、ランニング・ウォーキングコースの設定や健康教室の開設等、市民が日常的にスポーツに親しめるような環境を整備します。	スポーツ振興課
障がい者スポーツと共生	・障がい者スポーツに対する理解を深め、障がいのある人が取り組むスポーツを推進するとともに、障がいのある人と健常者がスポーツを通じて触れ合う場の創出に努めます。	スポーツ振興課 総合福祉課

【２】　競技スポーツの組織強化と指導者育成

現状と課題

本市では、様々な競技スポーツ大会が盛んに行われ、小学生から全国大会に出場する子供たちも増えています。全国規模の大会で優秀な成績を収める子供たちは、幼少期から質の高い指導を受けていることが多く、これは優れた指導者の存在と充実した環境が大きく影響していると考えられます。このため、子供たちが早い時期からスポーツに親しめる環境を整えるとともに、アスリートの育成の受け皿となる団体の体系的な組織づくりを進める必要があります。

また、競技力の向上には、トップレベルの技術等に身近に触れられることも大切です。現在、若手選手の育成を目的に、金栗杯玉名ハーフマラソン大会を開催していますが、これらに加え、プロのスポーツ選手や著名な指導者を招聘し、トップアスリートを目指す子供たちとの交流イベントの開催や大学等との連携によるスポーツ合宿の誘致等、さらに交流機会の拡充を図る必要があります。

今後の取組

取組	内容	担当課
スポーツ指導者の育成と環境整備	・種目スポーツ団体の組織力強化と活動を支援し、青少年を指導できる環境を整備します。	スポーツ振興課
	・スポーツ協会と連携し、指導者の養成や強化に向けた研修会・講習会を開催します。	スポーツ振興課
	・質の高いスポーツ指導者を目指す者の資格取得について支援します。	スポーツ振興課
スポーツ交流機会の提供	・スポーツ教室等の開設をはじめ、競技水準の高いスポーツ大会を招致・開催し、将来有望なアスリートの発掘と育成を目指します。	スポーツ振興課
	・大学との連携を通じてスポーツ合宿を誘致するなど、交流機会の創出に努めます。	スポーツ振興課
アスリートの支援と顕彰	・本市を代表して国際大会や全国大会へ出場する者に激励金を交付します。	スポーツ振興課
	・競技大会において優秀な成績を収めた選手や地域スポーツの発展に寄与した団体・個人の顕彰に努めます。	スポーツ振興課

【３】　新たな部活動の在り方に向けた取組の推進

現状と課題

国は、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築する観点から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校における教師の働き方改革を踏まえた部活動改革を進めており、令和５年度以降、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築に本格的に着手する方針を示しました。

中学校の運動部活動は、生徒のスポーツに親しむ機会を確保し、生徒が自主的・自発的に集い、その楽しさ、悔しさ、達成感、感動等の体験により豊かな感受性を育み、教科学習とは異なる集団での活動を通じた責任感・協調性・自主性の醸成等、人間形成の場として大きな役割を担ってきました。

部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施されない場合もあります。しかし、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいことから、ほとんどの中学校で学校教育の一環として部活動が実施されているため、多くの教師が顧問を担わざるを得ない状況にあり、それが教師にとって大きな負担となっています。また、少子化が進展する中、学校や地域によっては部活動をこれまでと同様の体制で存続させることが難しくなってきており、生徒が多様なスポーツ活動に継続して親しむ機会を確保するためには、地域の実情に応じた新たな部活動の在り方について改革を図る必要があります。

本市では、国の動向や地域の実情に鑑み、令和４年度に「玉名市立中学校部活動地域移行検討委員会」を設置し、部活動の地域移行に向けた調査検討に着手しました。また、令和５年度には中学校部活動地域移行のコーディネーターを配置し、改革に向けた推進体制を確立するとともに、総合型地域スポーツクラブ[23]と連携し、国が勧奨する実証事業を活用して新たな部活動の仕組みづくりを進めています。

今後は、クラブチームをはじめ多くの関係団体と連携・協働し、指導者の発掘や受け皿の確保はもとより、休日の運動部活動の新たな在り方に向けた総合的・計画的な運営体制を構築し、生徒にとって最善を見据えた持続可能なスポーツ環境の整備に取り組みます。

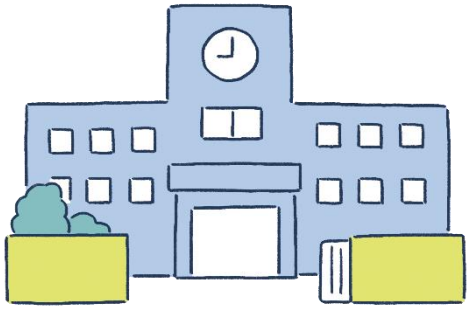

[23] 総合型地域スポーツクラブ：人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、①子供から高齢者まで（多世代）②様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。

今後の取組

取組	内容	担当課
地域スポーツクラブとの連携強化	・中学校の部活動の改革について、関係団体及び大学等と連携しながら地域のスポーツ活動への参加を促進します。	スポーツ振興課
	・総合型地域スポーツクラブと連携し、休日の部活動の地域移行に向けた意識改革を図り、受け皿となる指導者の確保及び人材育成を推進します。また、事業結果を検証し、次年度以降の事業拡大を含め検討します。	スポーツ振興課
	・中学校部活動の改革に伴う受け皿の確保と小学生を含めたジュニアスポーツ環境の整備を進め、生涯スポーツの普及を推進します。	スポーツ振興課
参加しやすい部活動環境の整備	・移動を伴う部活動への参加・促進に向けて、受益者負担を踏まえつつ新たな送迎手段について検討を進めます。	教育総務課 スポーツ振興課

基本方針 2－3　歴史や文化を活用した活動の推進

【１】　文化財の保存・活用及び歴史・文化を活用した地域づくりの促進

現状と課題

本市の各地域には、多種多様な文化財が数多く存在しています。これらの文化財を保存・活用するための基本方針として、平成27年3月に「玉名市文化振興基本計画」を策定しました。しかしながら、策定から年数が経過しており、さらに個別の計画を策定していく必要があります。また、国おいては、平成31年4月に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されるなど、文化財保護・活用が進められています。

現在市内に存在する文化財のうち、特に重要なものを国・熊本県・市指定、国・市登録、市選択文化財としており、令和6年3月時点で、国指定10件、熊本県指定14件、市指定83件、国登録8件、市登録44件、市選択2件となっています。保存上必要なものについては、所有者、地域、保存団体等と連携し、補助金の交付や業務委託を実施することで適切な維持管理や保存継承を図っています。保存上問題がないものについては、定期的な公開に努めています。また、学校や地域の要望に応じて、授業での講話や見学、公民館での講座等、職員が出向いて「出前授業」を実施しています。

指定文化財の管理については、それぞれ所有者、地域、保存団体等で維持管理されているものの、文化財によっては経年劣化や損傷がみられるため、次世代へ継承できるよう、適切に補修・修理することが重要となっています。

また活用については、引き続き文化財の存在を広く一般市民に周知し、保護を進める機運醸成が必要です。今後価値のある文化財で、未指定の文化財の更なる指定も必要となっています。

さらに踊りや伝統芸能等の無形民俗文化財については、高齢化や人口減少でその担い手が不足しているという課題があり、新たな解決策を講じることが必要です。

今後の取組

取組	内容	担当課
文化財の保存・活用と次世代への継承	・市内の文化財を保存・活用するための基本方針である「玉名市文化振興基本計画」及び今後策定予定の「玉名市文化財保存活用地域計画」に基づき、各種事業を行います。	文化課
	・各地域の文化財を適切に保存・継承していくため、所有者、地域、保存団体等と連携し、適切な維持管理や保存継承を図ります。	文化課
	・各地域の文化財について更なる調査や研究を進め、必要に応じて新規の指定を行うなど、適切な保存、活用につなげます。	文化課
	・国や熊本県の文化財保存活用大綱に基づき、本市においても、「玉名市文化財保存活用地域計画」の策定に向け準備を進めるとともに、必要に応じて個別の文化財保存管理計画を策定し、管理・整備・活用に取り組みます。	文化課
地域文化の伝承と人材育成	・子供たちのふるさとに対する愛着心を高めるため、地域の歴史や伝統文化を後世に引き継ぐ人材として育成するための事業を進めます。	文化課
文化財収蔵拠点の整備	・旧石貫小学校跡地を改修した、玉名市文化財収蔵庫の整備と活用を行い、文化財保護活動及び地域団体活動拠点として利用します。	文化課

【２】　文化・芸術活動の協働の推進

現状と課題

本市では、「音楽の都　玉名」を実現するため、市民音楽祭をはじめ、スクールバンドフェスタやロビーコンサート等を開催し、学生や音楽家の活動の場を提供するとともに、市民が上質な音楽鑑賞や気軽に音楽に触れる機会を提供しています。これらの催し物において、出演者や観客の増員を図る工夫をすることで、年齢、性別を問わず幅広く音楽に触れる機会を創出することが求められています。

また、音楽を通じた文化・芸術意識の醸成及び情操教育の観点から、市内の幼・保等、小、中へアーティストバンクに登録している音楽家を派遣し、音楽を身近に体験できる「音楽アウトリーチ」事業を展開しています。より多くのアーティストの登録を促進することで、事業の充実を図り、市民が多種多様な音楽文化を体験できる機会を増加することができます。

「市民文化祭」は、文化協会加盟団体が主体となり、市民の文化・芸術活動の発表の重要な場となっています。しかしながら、近年の人口減少と高齢化及びライフスタイルの変化に伴い、協会も高齢化や会員減少が著しく、今後は市民主体での運営が難しくなる恐れがあることから、協会活動に若い世代の関心を高め、積極的な参加の機会を増加させ、加盟を促進する取組が重要となっています。

このように、文化・芸術振興のため「玉名市民会館」の役割は大きいことから、よりよい運営のため、工夫・改善を行いながら利用促進につながるよう取り組みます。

今後の取組

取組	内容	担当課
「音楽の都　玉名」の普及と活動の充実	・「音楽の都　玉名」が浸透し認識が深まるよう、市民との共同事業を展開し、市民会館や学校等を活用した地域に密着した文化・芸術関係の催しを充実させ、市民の関心を高めます。	文化課
	・音楽イベントの集客につなげるための周知を行うとともに、市民ニーズにあったイベントの開催について検討します。	文化課
文化協会への支援	・文化協会の魅力や文化継承の重要性をアピールするとともに、各会員の意見を聴取し、今後の組織運営に反映させる取組を進め、加盟団体と会員の増加に努めます。	文化課

【３】　博物館の機能強化と利用促進

現状と課題

歴史博物館こころピアは、「河・海とともに発展した玉名」をテーマとした常設展示のほか、本市の歴史・文化に関わる資料の収集や調査・研究を行い、その成果として企画展示、催し物、体験学習等を開催することで、多くの利用者が郷土の歴史・文化を再発見できる場となるよう努めています。しかし、現在の常設展示は、1市3町による合併前の旧玉名市を対象としており、近年の学校教育で重視されている明治期から現代期の展示もなされていないため、新たな常設展示への改修が必要となっています。併せて、市の歴史・文化遺産を観光振興に活用し、地域活力の向上に寄与することも求められています。

これまでも、玉名郡市内の全小学校児童を対象とした書道展開催をはじめ、学校教育と連動して、子供たちが玉名の歴史・文化を学習し、郷土を愛する心を育む機会を提供してきましたが、今後は、上記常設展示の改修も含め、社会教育における博物館での学習機会の更なる拡大を図る必要があります。また、大人の知的探求心を満たす各種事業を実施するとともに、令和6年度に開設した博物館公式Xをはじめ、SNSを活用した積極的な情報発信による認知度向上に取り組み、教育・観光両面での誘客対策と満足度向上を図らなくてはなりません。

博物館の収蔵機能については、これまでの調査・研究に伴う資料増加により、適正な保存・管理が困難になりつつあります。そのため、資料収集管理規則に基づき無秩序な資料増加を防ぐとともに、旧石貫小学校に設置した市文化財収蔵庫での資料収蔵も含め、適正な保存・管理を進めていきます。

今後の取組

取組	内容	担当課
常設展示の見直しと改修	・現在の本市に対応した常設展示について見直し、改修を行います。	文化課
	・学校教育と連動した常設展示へと改修することで、子供たちの博物館での学習機会のより積極的な提供と拡大を図ります。	文化課
学芸員[24]の専門技術向上	・研修会への参加や本市の豊富な文化資源についての調査・研究活動を通じて、学芸員の専門技術の更なる向上を図ります。	文化課
学習機会の充実と参加促進	・博物館を活用した学びについて、各年代層の参加者が、自ら学ぶ楽しさを体験できる多様な体験学習や講座等を開催するとともに、公式SNS等を活用した情報発信による参加促進を図ります。	文化課
資料管理と収蔵	・博物館収蔵資料について、市文化財収蔵庫も活用した適正な保存・管理に努めます。	文化課
	・資料収集管理規則に基づく適切な資料収集に努めます。	文化課
市民との協働	・博物館友の会や市民団体との協働による事業実施を推進します。	文化課

[24] 学芸員：博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究、その他これと関連する事業を行う博物館法に定められた、博物館に置かれる専門的職員のこと。

基本目標 3

学校・家庭・地域の教育力の充実により「生きる力」を育成する

基本方針 3－1

学校・家庭・地域の教育力の向上

【１】　地域とともにある学校づくりの推進

現状と課題

これからの学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極めて再構成し、新たな価値につなげていくなどの資質・能力を子供たちに育むことが求められます。

学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と地域社会が共有し、協働しながら「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことが示されています。

現在本市では、全ての学校で、コミュニティ・スクール[25]の設置と地域学校協働活動推進員の配置が行われています。そして、社会教育指導員のコーディネートのもと幅広く地域の意見を取り入れながら、学校教育に対する理解の促進と信頼関係・協力体制の構築を図っています。

また、地域学校協働活動と一体的推進を行っており、学校の課題や地域課題の解決のための取組を進めています。その中で地域ボランティアを募り、学校に情報を提供しています。地域ボランティアの募集は広報誌やホームページで行っており、参加者は増加傾向にあります。

今後も、地域学校協働活動を市民にさらに広く周知し、より多くの方々に協力いただけるよう努めます。

今後の取組

取組	内容	担当課
地域とともにある学校づくりの推進	・「地域とともにある学校」を実現するため、地域学校協働活動推進員と地域連携担当教員の研修に加え、学校運営協議会委員への研修を進めていきます。	教育総務課 コミュニティ推進課
	・学校の課題（子供たちの学びの充実等）や地域課題（地域の文化や伝統の継承、地域の活性化）解決のため活動の充実を図ります。	コミュニティ推進課
	・地域の人材を学校教育に積極的に活用するために、ボランティアバンクや職場体験事業所のリストを作成し、学校に情報提供を行います。	コミュニティ推進課

[25] コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）：学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。

【２】　家庭教育力の向上

現状と課題

家庭は、子供たちにとって心のよりどころであり、基本的な生活習慣を身に付ける大切な場となっています。しかし、核家族化や少子化、親の過保護・過干渉、児童虐待、育児に対する不安等、家庭を取り巻く社会状況の変化によって、家庭教育力が低下していると指摘されています。

本市では、子供たちが安全で健やかに成長できる環境を目指し、保護者が自ら子育ての役割と責任を理解し、子供としっかり向き合うことができるよう、「くまもと『親の学び』プログラム」をはじめとする家庭教育に関する情報や学習の機会を提供し、家庭教育力の向上に取り組んでいます。

具体的な取組としては、保護者向けの学習情報の提供や学習機会の拡充、「くまもと『親の学び』プログラム」の積極的な活用による人材育成、そしてプログラムトレーナーの育成を進めており、年々成果を上げています。

しかし、「くまもと『親の学び』プログラム」は学校からの要望が特定の時期に集中するため調整が難しく、市民への認知度がまだ十分でないこと、さらにプログラムトレーナーの育成が遅れていることが課題となっています。

また、親の学びや交流の機会を広める活動については、幼・保等、小、中や社会教育団体等を通じて周知・啓発に努めていますが、交流の場として提供するには至っておらず、活動の拡充に向けて取組を進めていく必要があります。

今後の取組

取組	内容	担当課
親の学びの推進	・保護者に対し、「くまもと『親の学び』プログラム」への参加を呼びかけるとともに、家庭教育に関する学習情報等を提供します。	コミュニティ推進課
	・「くまもと『親の学び』プログラム」を積極的に活用するとともに、熊本県や近隣の他自治体の事例を参考にしながら、人材育成を図ります。	コミュニティ推進課
親の学びに関する支援と交流促進	・「くまもと『親の学び』プログラム」の研修会への参加を促すとともに、広く市民に呼びかけるための周知方法を検討し、プログラムトレーナーの育成に努めます。	コミュニティ推進課
	・基本的な親の学びや交流機会の提供を幼・保等、小、中や社会教育団体等を通じて支援し、提供機会の拡充を図ります。	コミュニティ推進課

【３】　地域の教育力の向上

現状と課題

全国的に人口高齢化が進む中、本市でも高齢者の割合が増加しており、高齢者教育の重要性は非常に大きくなっています。「人生100年時代」と言われる現在、高齢者が生きがいを持って、質の高い学びを生涯にわたって続けられる場を整え、学んだことを生かして活躍できる環境を作ることが求められています。このような取組は、地域学校協働活動や放課後子供教室[26]等において、地域住民が参加する多様な学習活動や文化・芸術活動、地域交流の実現にもつながります。

現在、現場から寄せられる様々な支援要望に対して、地域学校協働活動推進員が学校と地域の間で調整を行っており、事業だよりの発行や、推進員を対象とした会議や研修の実施にも取り組んでいます。また、放課後子供教室の実施校にコーディネーターを配置し、地域内の安全管理や体験・学習の場づくりを進めています。

地域全体で子供を育てるためには、地域を中心に学校との連携をさらに深め、地域と学校が互いの教育力を発揮して補完し合い、一体となって取り組む体制が必要です。

今後の取組

取組	内容	担当課
五者連携による取組の推進	・五者（学校・家庭・地域・子供・行政）連携・協力のもと、認知向上に努め、地域住民の参画を促しながら地域の実情に応じた取組を推進します。	コミュニティ推進課
地域と協力した安心・安全な放課後活動の推進	・地域学校協働活動推進活動の取組事業の一つである放課後子供教室を通じて、子供たちが地域の中で、安心して安全に健やかに過ごす場所の充実に努めます。	コミュニティ推進課

[26] 放課後子供教室：小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子供たちと共に行う学習やスポーツ・文化活動等の取組を支援している。具体的な活動内容は地域によって様々で、各地域で決めている。事業の主な実施主体は玉名市となっている。

【４】　青少年の健全育成の推進

現状と課題

社会や個人の価値観の多様化により、青少年を取り巻く環境は変化しており、青少年自身の規範意識の低下やコミュニケーション能力の不足、家庭や地域の教育力の低下が課題となっています。さらにスマートフォン等の普及によるSNSやインターネットの利用が青少年に及ぼす影響は、より複雑化、深刻化しています。

このようなことから、青少年が夢と希望を持ち、社会的自立に必要な能力を身に付け自己実現ができるように、青少年の健全育成及び非行防止に取り組んでいく必要があります。

青少年センターでは、青少年の健全育成を目的に、補導員の資質向上や地域全体での支援体制の強化に取り組んでいます。その一環として、玉名地区補導員研修を実施していますが、補導員の高齢化や人材不足が大きな課題となっています。

さらに、青少年育成を効果的に進めるため、学校や警察、近隣町の広域補導連絡協議会、生活安全パトロール隊等、関係機関や団体との連携を強化しています。具体的には、玉名広域補導連絡協議会や玉名市中学校生徒指導連絡協議会の総会や会議に積極的に参加し、情報共有や協力体制の構築を図っており、地域全体で青少年を支える取組を推進しています。

今後の取組

取組	内容	担当課
青少年の非行防止と健全育成の推進	・青少年センターでは、研修を充実させ、補導員の資質の向上を図ります。	コミュニティ推進課
補導員研修と資質向上の取組	・青少年健全育成のため、学校や警察、近隣町との広域補導連絡協議会、生活安全パトロール隊等関係機関・団体との連携を強化します。	コミュニティ推進課

基本方針
3－2

地域コミュニティの活性

【１】　コミュニティ活動の充実

現状と課題

本市では、地域コミュニティの要として21の支館を設置しています。各支館で、地域の特性を活用した各種スポーツ大会や文化・芸術活動が活発に行われています。これにより、住民の健康増進や伝統文化の継承、青少年の健全育成が積極的に進められています。具体的な取組として、支館活動や支館対抗駅伝大会の支援、また、玉名市公民館21支館を対象にした会議や研修が実施されています。しかし、現在、人手不足が課題となっています。

また、少子高齢化やライフスタイルの多様化に伴い、社会環境の急激な変化が進んでおり、地域住民同士の支え合いやつながりが希薄化しています。このため、地域コミュニティの活動や機能の低下が懸念されています。これらの課題に対応するためには、個々の住民が主体的に地域社会に参画し、活力ある地域づくりを推進する気運を高めることが重要です。

今後は、社会教育関係団体の育成・支援や知の循環型社会の構築を目指した学習環境の整備、さらに地域課題の解決に向けた多様な講座や教室の開催支援を行っていく必要があります。

今後の取組

取組	内容	担当課
支館活動への支援	・コミュニティ活動充実のため支館行事等が継続して運営できるよう支援を図ります。	コミュニティ推進課
	・地域力の向上と住民主体の活動を推進するため、支館長会議や研修会への参加を促すことで、地域のリーダーとしての支館長の資質の向上を図ります。	コミュニティ推進課
地域貢献を支える学びの環境整備	・公民館講座や生涯学習活動に参加した人たちが、学んだ知識や技術を地域への還元に繋がるよう、学びの循環による人材育成に努めます。	コミュニティ推進課
	・公民館講座や生涯学習活動において、多種多様な講座を企画し、常に新たな学習環境を整備します。	コミュニティ推進課
	・公民館を中心に、市長部局と連携して地域の課題解決を継続的に支援します。	コミュニティ推進課

【２】　社会教育関係団体等の支援

現状と課題

社会教育関係団体とは、「社会教育法」第10条の規定に基づき、「公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うもの」とされています。本市には、社会教育活動を推進する市民団体として、子ども会、PTA、女性の会、ボーイスカウト・ガールスカウト等、様々な団体が存在し、地域の社会教育に関する事業を展開しています。

これらの団体に対しては、運営費の一部補助や人的支援に加え、人材育成を目的とした研修会への参加促進や団体等の自主運営を支援する取組を行っています。

しかし、近年、各種組織への加入者が減少しているという課題がみられます。また、一部の団体では、事務局の運営を市に依存しており、自主運営が進んでいないケースもあります。社会教育団体の活動は地域コミュニティの活性化や地域の教育力の向上に貢献するため、今後も団体の自立を促進する支援を続けていくことが重要となっています。

今後の取組

取組	内容	担当課
社会教育関係団体等の支援	・社会教育団体等の自主運営と活動推進のため、財政面や人材面での支援を継続します。	コミュニティ推進課
	・研修会等への参加を促し、資質の向上を図り、人材の育成に努めます。	コミュニティ推進課
	・団体等の活動継続のため、財政的支援や人的支援を通じて活動の推進を図ります。	コミュニティ推進課
	・引き続き、団体等の自主運営に向けて支援をしていきます。	コミュニティ推進課

基本目標 4

教育政策推進のための基盤を整備する

基本方針 4－1

新しい教育に向けた環境の整備

【１】　教職員の働き方改革の推進

現状と課題

社会全体の課題として、教職員の業務の多様化と負担の増加により、一人一人の児童生徒に向き合う時間の確保が困難になりつつあるという問題が挙げられています。

そのため、年々増加する特別な支援を必要とする児童生徒に対応するため、特別支援教育支援員や教員の負担軽減を目的とした教員業務支援員の配置が進められています。特別支援教育支援員は毎年50名弱が配置されていますが、特別な支援を必要とする児童生徒の増加に対応した支援員の確保は、財政的に厳しい状況となっています。

また、教職員の負担軽減や長時間勤務の解消及び教育の質の向上を図るため、部活動指導員・外部指導者の配置や留守番電話の導入、高速プリンターの設置等の取組が進められています。

部活動の他にも、成績処理、通知票作成、出欠席の情報管理等の業務負担の軽減を図るため、令和2年度には校務支援システムを導入し、業務改善や校務の効率化を図るとともに、令和4年度には学校給食費の公会計化の導入、令和7年度から教育委員会、学校、保護者、地域とをつなぐ連絡システムの導入を予定しています。紙以外のツールを活用した連絡手段を可能にするなど、ペーパーレス化の推進と併せて教職員の負担軽減を行っています。

今後の取組

取組	内容	担当課
業務負担軽減と効率化の推進	・特別支援教育支援員を確保できるよう、熊本県への予算措置等の要望をし、教育事業のスムーズな展開を図ります。	教育総務課
	・統合型校務支援システムのより効果的な活用により、校務の情報化や業務の負担軽減を図ります。	教育総務課
	・教員や事務職員の業務を効率化・簡素化するため、学校徴収金業務のシステム化を進めます。	教育総務課
	・クラウドサービスを活用した学校・家庭・地域における連絡手段の一元化を図り、情報共有の迅速化に努めます。	教育総務課

取組	内容	担当課
部活動指導体制の充実	・部活動指導員・外部指導者の配置により、教職員の負担軽減や生徒の安全かつ効果的な活動を確保するための指導体制の充実を図ります。	教育総務課 スポーツ振興課
	・文化部への指導員の配置等、部活動指導員の効果的な活用を図るためにも、指導者の確保、組織の確立及び財源の確保に努めます。	教育総務課 文化課

【２】　教育ＤＸの推進

現状と課題

令和3年に文部科学省のGIGAスクール構想のもと児童生徒向け1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの整備を行っています。

しかしながら、ICT機器をより効果的に活用し、すべての子供たちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びを実現していく上で、本市を含め全国的にもICT環境の整備の問題や教員のICT活用スキルの問題等、様々な課題が顕在化しています。

そのような中、より効果的にICT教育を推進していく上で、令和5年2月に「玉名市学校教育情報化推進計画」を策定し、児童生徒の情報活用能力の育成、教員のICTを効果的に活用した授業改善及び教育委員会の校務の情報化について取組を定めました。

また、ICT機器においては、令和5年8月にはソフトバンク株式会社と協定を結び、Pepperロボットを使ってプログラミング体験を実施し、令和6年度からPepperロボット2台を導入し、プログラミング的思考を育成しています。さらには、デジタル教科書（指導者版）の導入と併せてディスプレイ型電子黒板の配備やすべての家庭において持ち帰り学習が行えるよう、Wi-Fi未設置世帯へのモバイルルーターの無償での貸出やAIドリルを導入するなど、ICT支援員による授業支援等と併せて総合的にICT教育の整備・推進を図っています。

近年、AI（人工知能）の進展は学校教育に大きな影響を与えており、本市でもAIを活用した学習支援システムを導入しています。これにより、生徒の進度や理解度を分析し、最適な教材を提供するとともに、データ分析を活用した学習環境の改善や早期支援が可能となり、教員の負担軽減にも寄与しています。今後もAI技術の発展に伴い、教育現場での活用がさらに広がることが期待されます。

情報モラル教育の推進については、情報モラル教育指導カリキュラムを策定し、小学校1年生から中学校3年生までのすべての学年で児童生徒の実情に応じた計画的・継続的な指導等により、情報モラルの向上を図っています。

今後、セカンドGIGAスクールの構築に向けて、更なるICTのより効果的な活用が図られるよう、玉名荒尾地域で統一化したタブレットPC、学習支援ソフト、授業支援ソフト、校務支援ソフトの導入を図るなど、教育の質の向上に向けて総合的なICT教育の推進を図ります。

今後の取組

取組	内容	担当課
ICT環境整備とプログラミング教育の推進	・児童生徒の学習情報と校務の情報化を集約・利活用し、学校と保護者が情報を共有し、一人一人の最適な学びを提供していくことで、校務の効率化を図っていきます。そのことで、先生の生徒に向き合う時間の増加と働き方改革につなげていきます。	教育総務課
	・ICT教育の推進やAIへの対応力を高めるため、教職員の研修の機会や教材研究の充実を図ります。	教育総務課
	・毎日のタブレットPCの持ち帰り学習を実施し、併せて各家庭へ向けて、モバイルルーターの貸し出しやWi-Fi環境整備の呼びかけを行い、学校と家庭でのICT環境を推進します。	教育総務課
適切な情報活用能力の向上	・情報モラルの確立や情報の適切な活用等を通じて、児童生徒の適切な情報活用能力を高めるための教育を推進します。	教育総務課
情報セキュリティの強化	・教育委員会および小中学校における情報の安全管理を目的に、情報の収集・保管・利用・廃棄に関するルールを定めた「玉名市教育委員会情報セキュリティポリシー」を策定し、個人情報や機密情報の漏洩を防ぐ対策を講じることで教育現場の情報セキュリティを強化し、安全な学習環境の提供を目指します。	教育総務課

【３】　学校規模・配置適正化の推進

現状と課題

全国的な少子化が本市でも顕著に見られ、学校規模も縮小化してきたことから、本市では、教育機会の均等と教育水準の維持向上を図るため、平成24年に「玉名市学校規模・配置適正化基本計画（以下「第1次計画」という。）」を策定しました。

「第2次　玉名市学校規模・配置適正化基本計画（以下「第2次計画」という。）」では、第1次計画の考え方を基本的に踏襲しつつ、計画の実効性を高めるための見直しを行いました。「1小1中」を基本とする中学校区を第1次基本計画から引き継ぐ一方で、地域の実態に応じて「2小1中」への段階的な再編を進める中学校区を設定しています。

また、望ましい学校規模基準については、第1次計画では国の標準法に基づき、小学校において1学級の人数を40人とし、1学年2～3学級、学校全体で12～18学級を基準としていました。

しかし、第2次計画では、1学級の人数を20～30人とし、1学年2学級以上を望ましい基準としました。ただし、再編後に各学年で2学級以上の確保が難しい場合でも、1学級の人数が20～30人になるよう配慮することとしました。

第2次計画は10年間の計画としていますが、児童生徒数の推移や計画の進捗状況を見極め、概ね5年後を目途に必要に応じて見直しを行うこととしています。

今後、本計画により、学校規模・配置適正化を進めるとともに、引き続き、義務教育の9年間を見通した上で、小学校と中学校が「目指す児童・生徒像」を共有し、互いに連携・協力しながら、小中一貫した教育に取り組んでいきます。なお、学校統合に伴い、スクールバスを運行する校区が増えることが予想されることから、令和5年度に「児童の安心安全面の確保」、「児童の運動能力・体力づくり」及び「学校間の運行格差解消」を目的に「玉名市スクールバス運行検討委員会」を設置し、新たな統合校の運行基準として、原則として登校班の集合場所から学校までの通学路の距離が概ね3キロメートル以上と定め、今後、その基準を適用していきます。

今後の取組

取組	内容	担当課
学校規模・配置適正化の推進	・本計画期間内に対応を検討する校区については、毎年、学校運営協議会等に対し学校規模適正化に関する説明会を開催し、併せて広報たまなを通じて周知を図ります。	教育総務課
	・学校統合の時期に応じて保護者、地域への説明等を行い、丁寧に進めていきます。	教育総務課
	・令和9年頃を目途に必要に応じて第2次計画の見直しを行います。	教育総務課
	・閉校した小学校の跡地活用については、学校づくり委員会で活用方法を検討していきます。公的・公共的活用が見込まれない場合は、公募による民間事業者への有償譲渡や企業誘致等を行い、跡地の有効活用を進めていきます。	教育総務課

参考

第2次 玉名市学校規模・配置適正化基本計画（一部抜粋）

1　基本的な考え方に基づき学校規模・配置適正化を推進します。

（1）「子供のための教育環境整備」の観点を第一に

より良い教育環境を等しく提供すること、より望ましい学習集団の中で教育活動が行われることを第一に「切磋琢磨できる教育環境」の実現を目指します。

（2） 学校の適正規模の考え

1学級の人数	1学年の学級数	学校の学級数
20人～30人	2学級以上	12学級以上

※ 統合後に「各学年2学級以上」の見込めない場合においても「学級20人～30人」の確保は必要と考えます。

（3） 全市的な視野に立ち、適切な優先順位に基づく学校規模適正化の推進

玉名市を6つのゾーンに分けた中学校区単位で推進を図り、 優先度の基準として、小規模校(12学級未満)、特に過少規模校(複式学級を有する学校)など、特に学校運営上改善の必要度の高い学校から取り組みます。

また、1小1中での校区形成（玉名中学校を除く）は、地域の実情に応じて段階的に行うものの、有明中学校区、岱明中学校区は、当面の間、2小1中での運営を目指します。

なお、八嘉小、伊倉小等の老朽化が進む校舎等の施設整備については、計画的、効率的に進めていきます。

（4） 地域の実情を踏まえた学校の適正配置の推進

学校再編による「コミュニティの拡大」という考えで進めていき、合併前の旧3町については、学校を取り巻く社会的、歴史的な背景に留意し、「地域アイデンティティ（郷土意識）」を尊重した推進を図ります。

（5） 子供たちの通学要件、地域性への配慮

通学時間等、子供たちの心身に与える影響や、地域の特性等には可能な限り配慮し、子供の心身の発達、「運動能力・体力づくり」の観点から、スクールバス等の導入にあたっては、通学距離・通学時間等について十分に検討します。

（6） 地域と学校の連携・協働の一層の推進

「小中一貫した教育」を一層推進し、「地域の教育力」の活用、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実など地域学校協働活動を推進します。

2　再編計画

（1）　計画期間

令和4年度から令和13年度までの10年間とし、おおむね5年を目途に、必要に応じて計画の見直しを行います。

（2）　学校再編の検討の時期

優先度の区分	中学校区名
早急な対応を必要とする校区	有明中学校区 （大浜小学校・豊水小学校）【令和7年4月統合】
	天水中学校区 （玉水小学校・小天小学校）【令和9年4月統合】
本計画期間内に対応を検討する校区	岱明中学校区（鍋小学校・高道小学校）
	玉名中学校区（滑石小学校）
	玉南中学校区（八嘉小学校・伊倉小学校）
本計画期間内では児童数の推移を見守る校区	有明中学校区（横島小学校）
	岱明中学校区（大野小学校・睦合小学校）
本計画期間内では対応を必要としない校区	玉名中学校区（玉名町小学校・築山小学校）
	玉陵中学校区（玉陵小学校）

※第2次計画における中学校校区ごとの学校再編計画

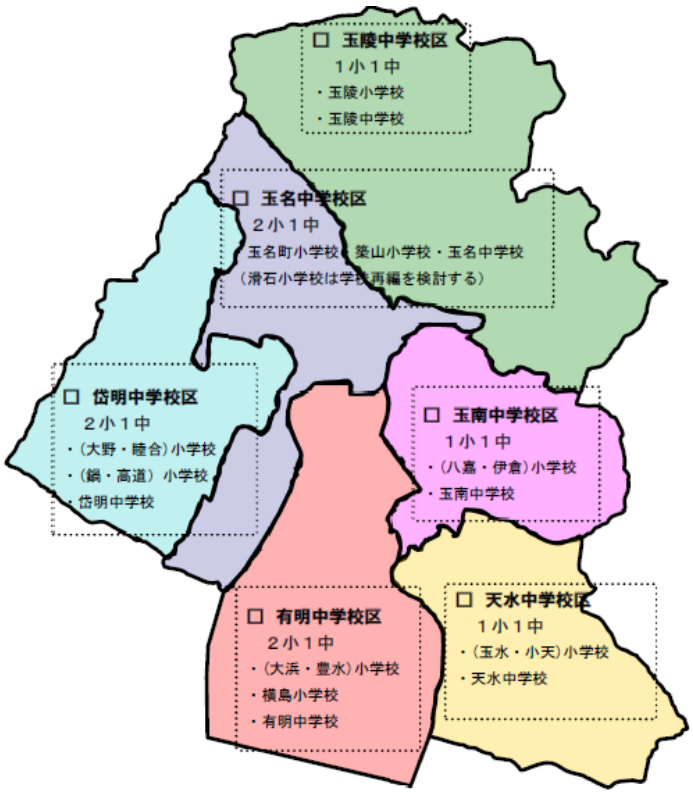

基本方針
4－2

教育環境と教育施設の整備

【１】　安心・安全な学校づくりの推進

現状と課題

近年、自然災害や児童生徒の事件・事故が相次いでいることを受け、学校の防災教育や防災体制の強化、交通安全・防犯教育の充実が急務となっています。特に、児童生徒が災害時に自らの命を守り、主体的に行動できる態度を育成するために、「危険発生時対処要領（危機管理マニュアル）」の作成が必要です。現在、地震・津波・火災を想定した避難訓練や保護者への引き渡し訓練は行われていますが、地域との連携が課題となっています。

交通安全教育では、地域住民や警察・交通安全協会との連携による「交通安全教室」を実施し、登下校時の見守りボランティアも進んでいます。学校施設の環境改善については、樹木の剪定、伐採や校内除草作業のシルバー人材センター委託等を行っており、必要とされる環境整備が行われています。さらに、熱中症防止のために全小中学校に空調が導入され、安全な学習環境が整備されています。

一方、学校施設の老朽化が進行しており、特に昭和40年代後半から昭和60年代に建設された施設が多く、維持管理費用の増加が懸念されています。市は「玉名市学校施設長寿命化計画」を策定し、維持管理と施設の更新を進めていますが、財源確保が大きな課題となっています。今後は、良質な教育環境を維持し、適正な施設数を確保するために、中長期的な施設管理が求められます。

今後の取組

取組	内容	担当課
防災・安全教育の充実	・学校防災マニュアルに基づいた避難訓練等や実態に即した「実践的なマニュアル」を作成し、災害への備えを強化します。	教育総務課
	・児童生徒が交通事故や消費者犯罪等に巻き込まれないよう、危機回避能力の育成に取り組むとともに、自らが加害者とならないための交通安全教育や防犯教育に取り組みます。	教育総務課
	・小学校の総合的な学習の時間に身近な自然災害について学び、災害への備えや、自分たちにできることを考える学習に取り組みます。	教育総務課
地域との連携による安全対策	・交通事故から児童生徒を守るための取組として、地域住民による登下校時の見守り活動を促進し、学校と連携しながら、児童生徒の安心・安全に取り組みます。	教育総務課 コミュニティ推進課
学校施設の維持管理と改善	・学校施設改修については、「玉名市学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の適正な維持管理に努めます。	教育総務課
	・「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、LED照明への切り替えを「玉名市学校施設長寿命化計画」に基づき進めます。	教育総務課
	・障がいのある児童生徒が安全で快適に学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に基づく整備・改善に努めます。	教育総務課

取組	内容	担当課
	・児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館等について、断熱性を確保した上で空調の設置を検討します。	教育総務課 防災安全課

【２】　コミュニティ活動拠点の整備

現状と課題

生涯学習の拠点である市内の公民館（中央、岱明、横島、天水）では、利用者が安心・安全に施設を利用できるよう、定期的な保守点検や施設の整備・修繕を行い、適切に管理しています。

その中でも、岱明町公民館は老朽化が著しく、耐震安全性が確保されていなかったため、令和4年度に防災拠点となる新たな岱明防災コミュニティセンターを建設しました。また、中央公民館と市民図書館が複合施設として機能する文化センターは、築43年を迎え、今後の大規模改修が必要な時期に差し掛かっており、計画的な建て替え等の検討を行っています。

市内には211箇所の自治公民館があり、これらは地域住民にとって身近な交流の場であり、生涯学習の拠点として重要な役割を果たしています。しかし、老朽化した建物が多いため、市では自治公民館の新築、増築、改築、修繕等の経費を補助し、地域活動を活性化するための環境整備を進めています。

令和5年度には、補助金交付により3件の修繕を実施しました。このように、施設の整備と地域活動の促進を両立させ、地域の学習・交流の拠点として機能する施設の充実を図っています。

今後の取組

取組	内容	担当課
コミュニティ活動拠点の整備	・老朽化した施設の修繕や備品の入れ替えを行うなど、維持管理を継続的に推進し、住民が安心・安全に利用できる環境を整えます。	コミュニティ推進課
	・地域づくりや人づくりに大きな効果が見込まれる自治公民館施設の整備等の補助を推進します。	コミュニティ推進課

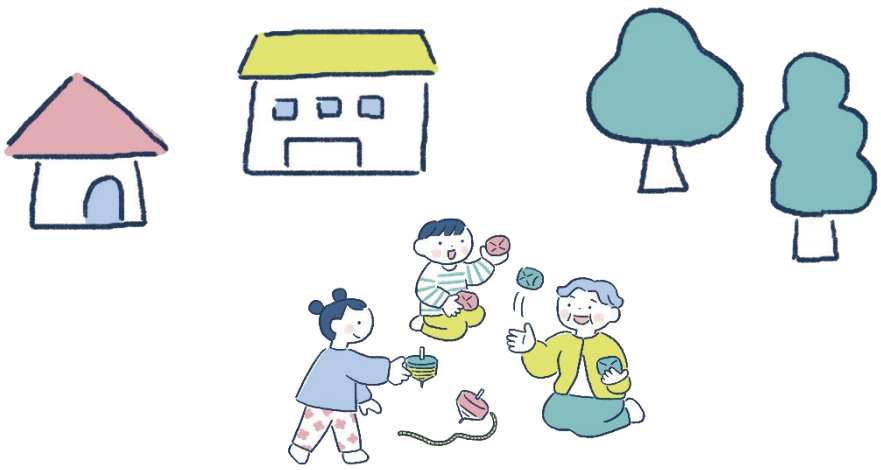

【３】　スポーツ施設の整備と利用促進

現状と課題

スポーツ施設の充実は、スポーツの振興だけでなく、市民の健康増進や生きがいづくり、地域コミュニティの活性化にもつながります。そのため、市民の誰もが安心・安全に気軽に利用できるスポーツ施設の環境整備が必要です。

本市では、スポーツ振興のための基盤整備として「玉名市公共施設長期整備計画」に基づき社会体育施設の改修を進めています。近年では総合体育館・天水体育館の中規模改修を終えたほか、現在は各施設の照明のLED化を進めています。今後は弓道場や勤労者体育センターの大規模改修を予定しているなど、引き続き施設の機能回復や長寿命化に向けた対応が必要です。また、施設の管理面においては、市内15箇所の社会体育施設（桃田運動公園内の社会体育施設を除く）に指定管理者制度を導入し、専門性を活用した管理・運営を行っています。施設の活性化を図る上では指定管理者の強みを最大限に発揮し、快適な施設環境を整えるとともに、誰もが気軽に体験できる自主事業の実施等、市民にとって魅力を感じる取組が必要となります。

本市のスポーツ施設の利用者は過去最も多かった平成30年度の年間延べ50万人以降、令和2年度のコロナ禍により一旦は減少したものの再び増加傾向にあります。特に学校施設の開放に伴う小中学校体育施設の利用件数は、令和5年度には年間7,300件に達するなど過去10年の間で最も多い利用件数となりました。このように各施設の利用が増加傾向にある一方で、多くの施設では老朽化が進んでおり、安全面を確保し、スポーツ施設としての機能を維持するためには、計画的な修繕や改修が必要です。そのため、定期的に全施設の巡回点検を行い、施設の劣化具合や緊急度の高い修繕箇所の把握に努める必要があります。

また、高齢者や障がいのある人等への配慮や利便性の向上等、全ての利用者にとって魅力的な施設環境の整備を進めるとともに、市民からの要望が多いサッカー場兼ラグビー場等スポーツ施設の新設について引き続き検討が必要です。

今後の取組

取組	内容	担当課
スポーツ施設の整備と利用促進	・老朽化が著しいスポーツ施設について、定期点検を行うとともに計画的な改修・整備に努めます。	スポーツ振興課
	・施設環境に対する市民ニーズの把握に努め、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進めます。	スポーツ振興課
	・サッカー場兼ラグビー場等、新たなスポーツ施設の整備について検討・協議を進めます。	スポーツ振興課
	・指定管理者による自主事業の充実と、より効果的・効率的な運営に努め、スポーツ施設の利用促進を図ります。	スポーツ振興課
	・学校体育施設開放事業の円滑な運用を進め、学校施設の有効活用と利用促進を図ります。	スポーツ振興課
	・公共施設等予約システムの利用促進を図り、利用者に分かりやすい運用に努めるとともに、システム予約を可能とする対象施設の拡充を進めます。	スポーツ振興課

【４】　文化財保存・活用施設の整備と活用

現状と課題

文化財を保存する場合、草刈り、清掃、見回りといった通常の維持管理に加え、技術や技能等の保存や継承が求められます。また、破損や老朽化に伴う修理や修復、経年劣化や気象条件等の影響による破損等から、文化財を守るための公有化や施設整備（以下「保存整備」という。）が必要となる場合があります。特に屋外に存在する文化財（主に史跡や建造物）にその傾向が強く、本市としても、これまで可能な限りこれらの保存整備を行ってきましたが、その実施に際しては、多くの費用や労力と調査や工法検討を含む長期にわたる事業期間を要するため、未着手のものが複数存在しています。また、文化財を観光資源として積極的に活用するためには、道路、駐車場等のインフラ整備が必要ですが、これらも不十分であり、積極的な活用を図る上での課題となっています。

旧石貫小学校校舎を改修して整備した玉名市文化財収蔵庫については、令和7年度から発掘調査で出土した遺物等の整理・修復・保管施設として運用します。また地域へ開放するなど、文化財保護施設及び地域活動の拠点として活用していきます。

今後の取組

取組	内容	担当課
文化財保存・活用施設の整備	・「玉名市文化振興基本計画」に基づき、緊急性の高いものから順に、個別の保存管理計画を策定の上、保存整備を進めていきます。あわせて、文化財の観光資源としての活用に必要なインフラ整備についても、関係課と連携し進めていきます。	文化課
	・埋蔵文化財発掘調査で出土した遺物等について、文化財収蔵庫での集約・管理等の適正化に努めます。	文化課

第５章　計画推進体制

１　計画の周知及び市民の意見等の把握

（１）計画の周知

本計画に掲げる基本目標や具体的施策について、市民に広く周知するため、広報誌やウェブサイト、SNS等多様な手段を活用し、教育への関心を高める取組を行います。これにより、市民の理解と協力を促し、計画の実現に向けた基盤を整備します。

（２）市民の意見等の把握

計画の実効性を高めるため、市民の意見や要望を把握します。必要に応じて、アンケート調査やヒアリングを通じて多様な声を収集します。これらの取組を通じて、計画に市民の視点を反映し、地域全体でより良い教育体制を築くとともに、意識の向上を図ります。

（３）子供の意見聴取

こども基本法第１１条の趣旨を踏まえ、こども施策の策定や施策の評価においては、子供や保護者等の意見を反映させるために必要な措置を講じます。令和6年度に開催した「玉名市U18・まなびの議会」では、参加した中学生や高校生が地域や未来について自由に意見を表明し、社会の一員としての自覚やまちづくりへの参画意識を育む機会となっています。このような意見聴取の場やアンケート調査等を通じて、今後も様々な方法で子供たちの意見を施策等に反映していきます。

２　計画の評価・点検の実施

本市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）」第27条の規定により、平成25年度に教育委員会外部評価委員会を立ち上げ、教育委員会の活動の報告や評価を行っています。

本計画の実現に向けて、自己点検のみならず、教育委員会外部評価委員の評価結果を公表するとともに、総合教育会議において、市長と教育委員会が内容の共有を図ります。また、事業の見直しを行い、次年度の事業設定につなげ、本計画の確実な推進と実現に努めます。

３　市民、関係団体、NPO、企業及び国・熊本県等との協力・連携の推進

本計画の推進にあたっては、学校・家庭・地域・子供・行政の五者連携が必要であることから、それぞれの役割を認識した上で、市民、関係団体、NPO 及び企業等の関係機関と連携を図りながら進めていきます。

また、国・熊本県の教育施策を勘案するとともに、社会的変化を常に把握しながら本市の教育行政を推進します。

第６章　関連指標

No	基本目標	指標		現状値
1	１　学校教育の充実を図り、子供たちの「生きる力」を育成する	全国学力・学習状況調査平均正答率（%）	小学校　国語	71.0 (県平均 67.0)
2			小学校　算数	62.0 (県平均 62.0)
3			中学校　国語	56.0 (県平均 57.0)
4			中学校　算数	45.0 (県平均 50.0)
5		全国体力・運動能力、運動習慣等調査平均得点（県平均を上回る実技数）	小学５年生　男子	６実技 （８実技中）
6			小学５年生　女子	６実技 （８実技中）
7			中学２年生　男子	９実技 （９実技中）
8			中学２年生　女子	７実技 （９実技中）
9		学校給食での地場産物使用割合（%）		56.5
10		アンケート調査でいじめられたことがあると答えた児童生徒のうち、いじめを相談した児童生徒の割合（%）		70.1
11		中学３年生の英語検定３級以上取得率（%）		34.2
12	２　生涯にわたって学び続ける環境を整備する	公民館利用件数（件）		7,708
13		公民館主催講座受講者満足度（%）		―
14		小中学校図書館における図書標準冊数達成校の割合（%）		80.9
15		図書館（４館）貸出冊数（冊）		322,075
16			玉名市民図書館　貸出冊数	207,438
17			岱明図書館　貸出冊数	47,019
18			横島図書館　貸出冊数	54,949
19			天水図書館　貸出冊数	12,669

各年目標値					担当課
令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
県平均を上回る					教育総務課
県平均を上回る					教育総務課
県平均を上回る					教育総務課
県平均を上回る					教育総務課
８実技中４実技以上					教育総務課
８実技中４実技以上					教育総務課
９実技中５実技以上					教育総務課
９実技中５実技以上					教育総務課
57.5	60.0	62.5	65.0	67.5	教育総務課
80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	教育総務課
35.0	35.5	36.0	36.5	37.0	教育総務課
7,800	7,850	7,900	7,950	8,000	コミュニティ推進課
90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	コミュニティ推進課
85.0	90.0	95.0	95.0	100.0	コミュニティ推進課
328,000	331,100	334,200	337,300	340,400	コミュニティ推進課
211,500	213,600	215,700	217,800	219,900	コミュニティ推進課
47,800	48,200	48,600	49,000	49,400	コミュニティ推進課
55,900	56,400	56,900	57,400	57,900	コミュニティ推進課
12,800	12,900	13,000	13,100	13,200	コミュニティ推進課

No	基本目標	指標		現状値
20	2 生涯にわたって学び続ける環境を整備する	人口一人当たり図書の貸出冊数（玉名市図書館）（冊）		5.0
21		利用者１回当たり図書の貸出冊数（玉名市図書館）（冊）		3.75
22		文化協会所属会員数（人）		746
23		音楽イベント参加者数（市民音楽祭を除く）（人）		1,492
24		市民音楽祭入場者数（人）		667
25		博物館来館者数（人）		3,991
26		全国大会等出場激励金交付者数（人）		134
27		休日の中学校部活動地域移行の割合（%）		80.0
28	3 学校・家庭・地域の教育力の充実により「生きる力」を育成する	支館事業参加人数割合（%）		18.0
29		支館長研修会参加者割合（%）		58.7
30	4 教育政策推進のための基盤を整備する	スポーツ施設の年間利用者数（人）		319,651
31		電子黒板の使用頻度（%）		計測中
32		小学校でのAIドリルの活用時間（%）		計測中
33		中学校でのAIドリルの活用時間（%）		計測中
34		時間外在校等時間が月45時間以内の教職員の割合（%）	小学校	73.7
35			中学校	58.6

各年目標値					担当課
令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
5.2	5.3	5.3	5.4	5.4	コミュニティ推進課
3.8	3.8	3.8	3.9	3.9	コミュニティ推進課
910	920	930	940	950	文化課
2,200	2,300	2,400	2,500	2,600	文化課
800	800	800	800	800	文化課
4,000	4,100	4,200	4,300	4,400	文化課
200	200	200	200	200	スポーツ振興課
85.0	90.0	95.0	100	100	スポーツ振興課
20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	コミュニティ推進課
80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	コミュニティ推進課
450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	スポーツ振興課
65.0	70.0	75.0	75.0	75.0	教育総務課
50.0	70.0	70.0	70.0	70.0	教育総務課
50.0	75.0	75.0	75.0	75.0	教育総務課
75.0	75.0	80.0	80.0	85.0	教育総務課
60.0	60.0	65.0	65.0	70.0	教育総務課

資料編

1　本市の教育に関する現状

（1）人口（3区分）、0～17歳の子供の推移

人口（3区分）の推移をみると、10年間で年少人口（0～14歳）は998人、生産年齢人口（15～64歳）は4,870人減少しており、年々減少がみられます。老年人口（65歳以上）は令和3年まで増加しておりましたが、令和4年に若干減少しています。総人口を増減率でみると、平成26年から令和6年で7.3%減少しています。

0～17歳の推移をみると、減少傾向が続いており、令和6年では9,154人と、平成26年と比較して1,619人減少しています。内訳を増減率でみると、平成26年から令和6年で0～5歳で23.4%減、6～11歳で8.2%減、12～17歳で14.1%減となっており、特に0～5歳での減少が大きくなっています。

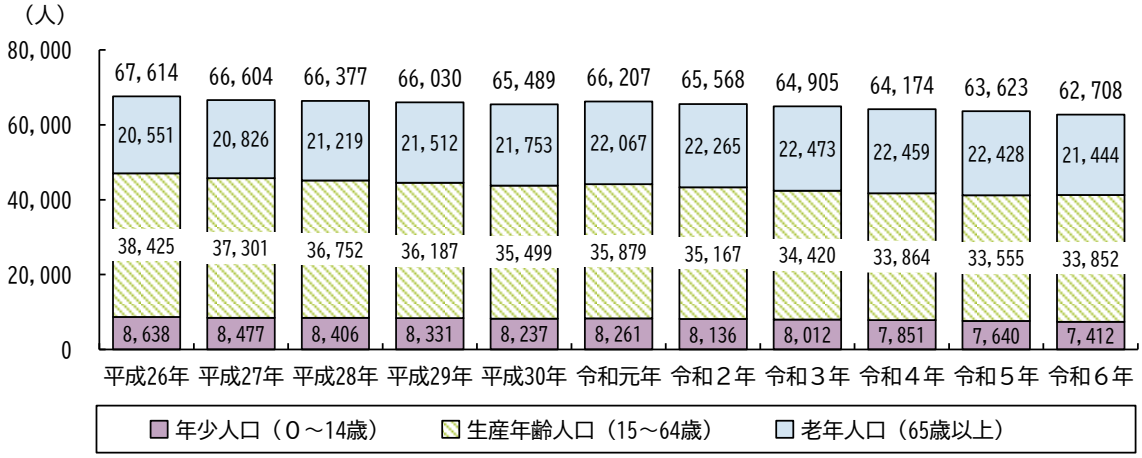

資料：住民基本台帳（各年９月末時点）

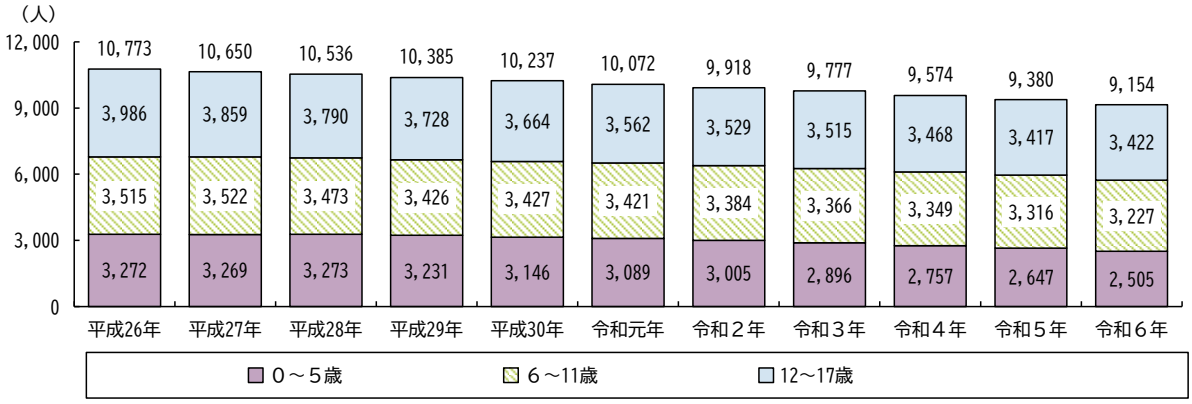

（２）保育所等入所数の推移

本市の保育所及び幼稚園児数は、令和2年度以降減少が続いており、令和5年度では2,249人と、令和元年度と比較して171人減少しています。内訳をみると、認可保育所は減少傾向、認定こども園は増加傾向となっています。

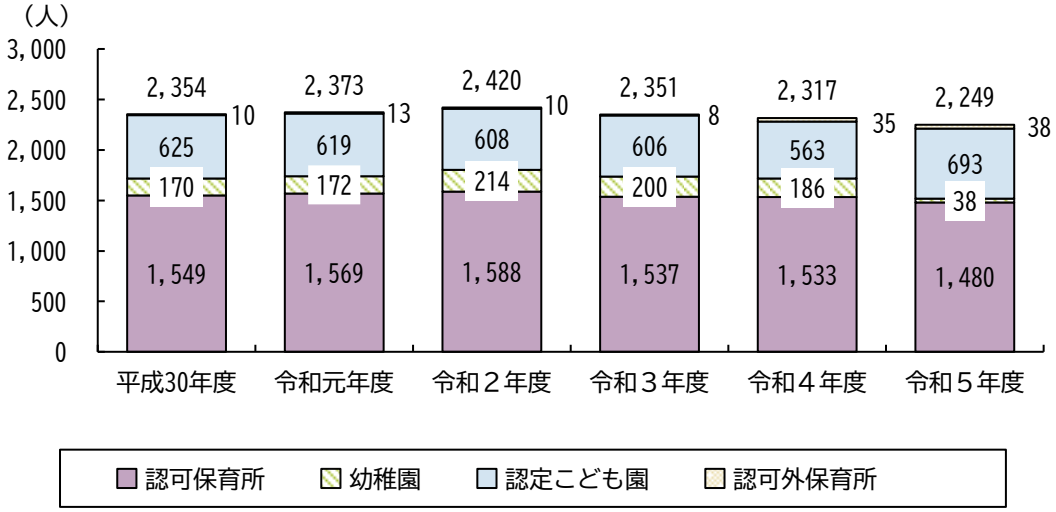

資料：子育て支援課（各年度４月時点）

資料：学校基本調査

（３）学年別小学生数の推移

本市の小学生数は、平成28年度以降減少が続いており、令和5年度では3,281人と、平成26年度と比較して244人減少しています。増減率でみると、平成26年度から令和5年度で6.9%減少しています。

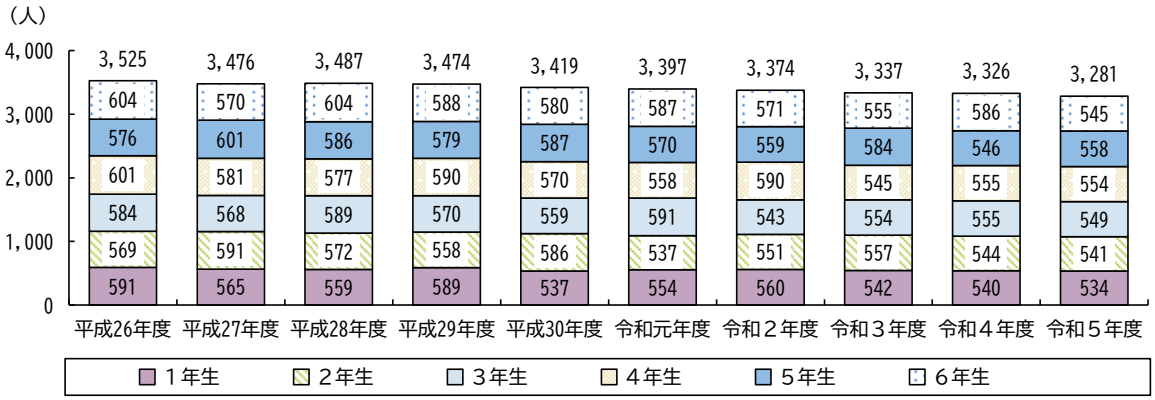

資料：学校基本調査

（４）学年別中学生数の推移

本市の中学生数は、平成26年度以降減少が続いており、令和5年度では1,782人と、平成26年度と比較して270人減少しています。増減率でみると、平成26年度から令和5年度で13.2%減少しています。

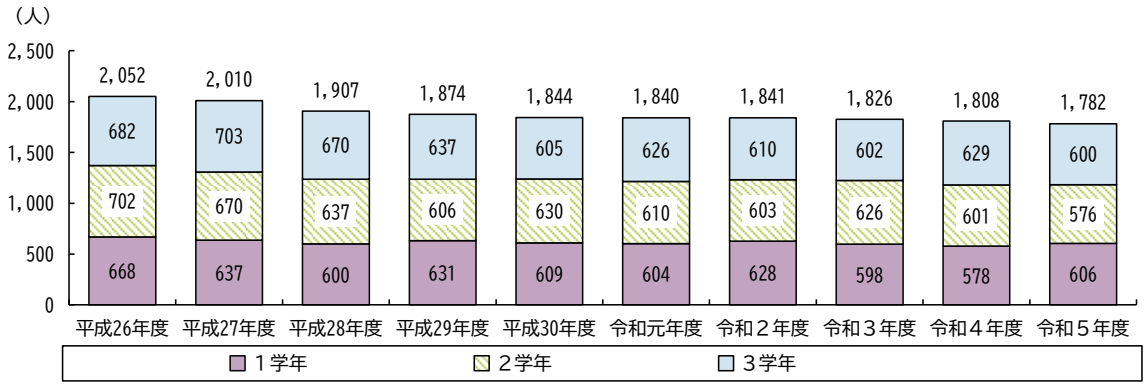

資料：学校基本調査

（５）全国学力・学習状況調査の結果

全国学力・学習状況調査の結果をみると、小学6年生では、令和6年度の算数を除く項目で、国や熊本県より高い割合で推移していますが、中学3年生では、国語・数学ともに国や熊本県を下回る結果となっています。

■小学6年生（平均正答率）

国語

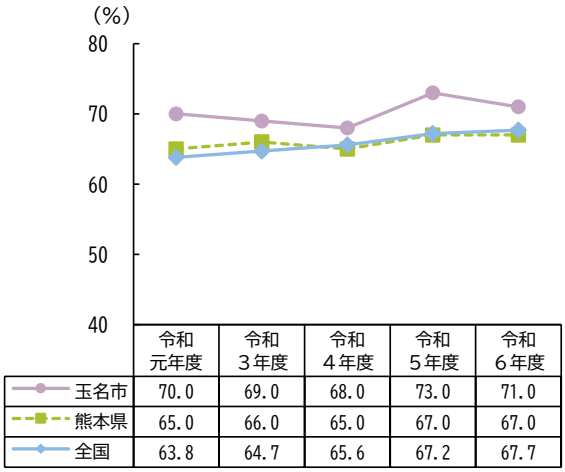

	令和元年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
玉名市	70.0	69.0	68.0	73.0	71.0
熊本県	65.0	66.0	65.0	67.0	67.0
全国	63.8	64.7	65.6	67.2	67.7

算数

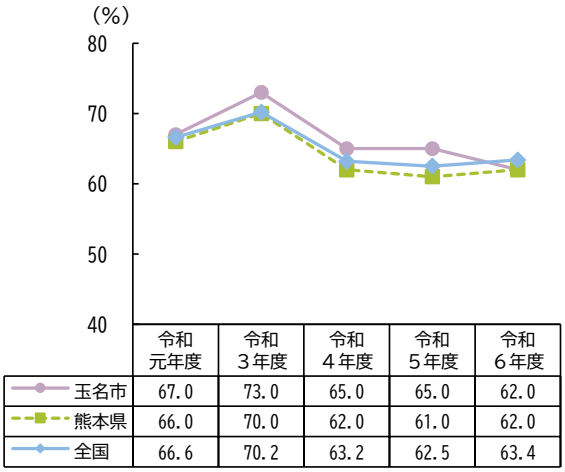

	令和元年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
玉名市	67.0	73.0	65.0	65.0	62.0
熊本県	66.0	70.0	62.0	61.0	62.0
全国	66.6	70.2	63.2	62.5	63.4

■中学3年生（平均正答率）

国語

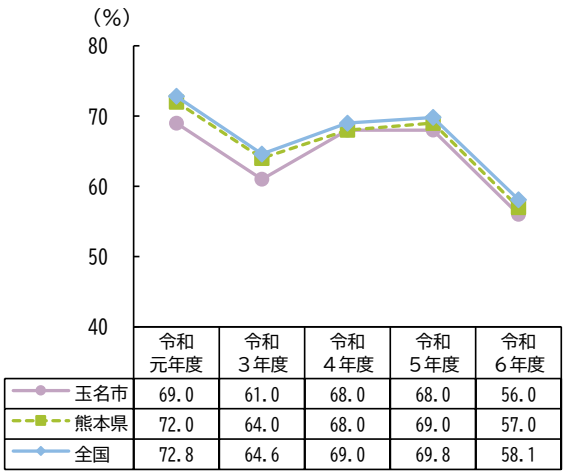

	令和元年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
玉名市	69.0	61.0	68.0	68.0	56.0
熊本県	72.0	64.0	68.0	69.0	57.0
全国	72.8	64.6	69.0	69.8	58.1

数学

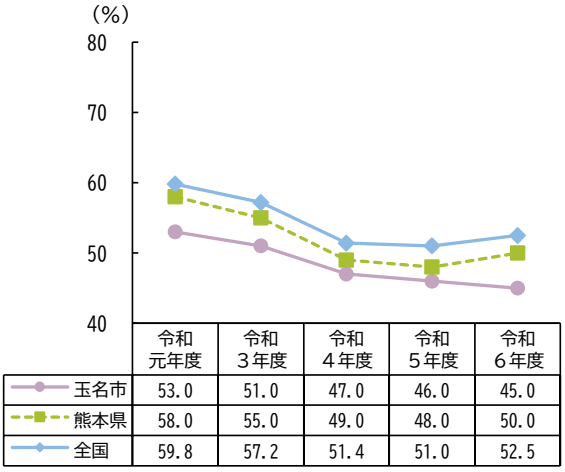

	令和元年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
玉名市	53.0	51.0	47.0	46.0	45.0
熊本県	58.0	55.0	49.0	48.0	50.0
全国	59.8	57.2	51.4	51.0	52.5

資料：全国学力・学習状況調査

※令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため未実施

※上記の本市のデータは玉名市立の小中学校の平均値

（６）文化協会加盟団体数

文化協会加盟団体数の推移をみると、会員数は令和元年度以降減少しており、平成26年度と令和5年度を比較すると、420人減少しています。増減率でみると、平成26年度から令和5年度で36.0%減少しています。団体数も令和元年度以降減少していましたが、令和5年度には60団体と増加し、徐々に回復してきています。

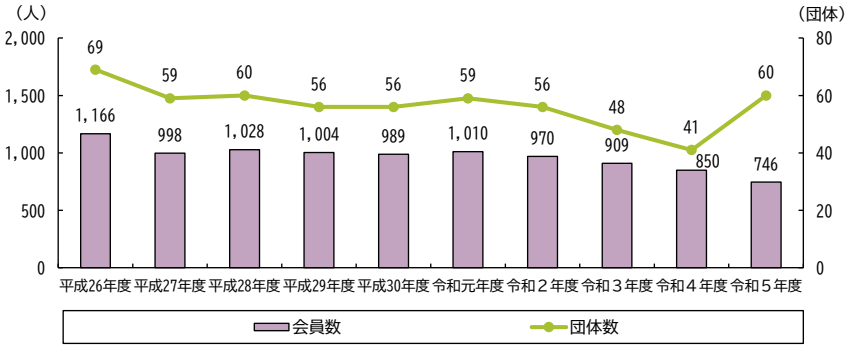

■令和5年度の団体内訳

部門	団体	会員数
文芸	9	85
美術	5	141
園芸	3	37
伝統	8	127
日舞	9	49
コーラス	4	81
音楽	6	58
ダンス	16	168
合計	60	746

資料：玉名市教育要覧（令和５年度）

（７）図書館の年間貸出冊数の推移

令和3年度から電子図書館の貸出が開始されました。図書の貸出数は、平成26年度と令和5年度を比較すると、2万3千冊減少しています。人口の減少に伴い読書人口の減少も見られますが、今後読書習慣を定着させる取組が重要となっています。

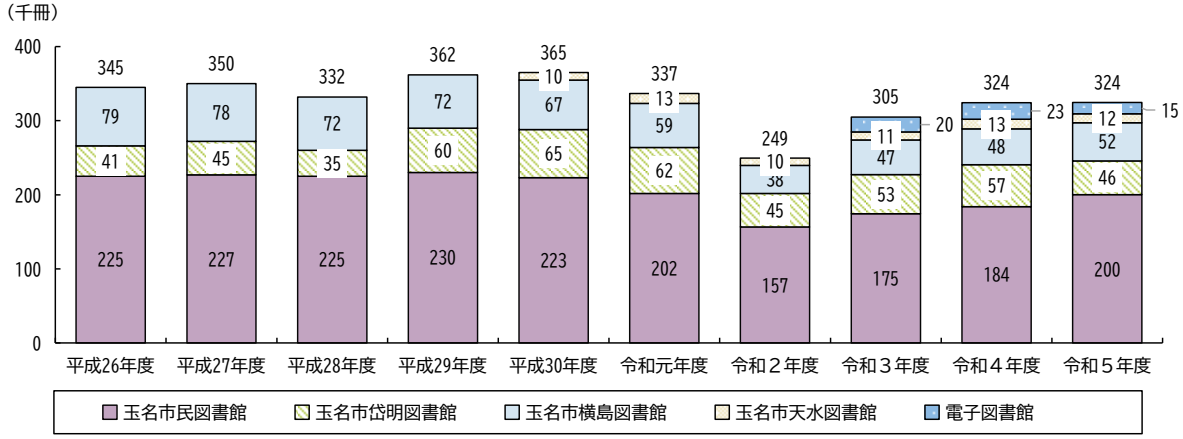

資料：玉名市教育要覧

※玉名市天水図書館は、平成 30 年度に天水公民館内に新設

（８）体育施設利用状況の推移

体育施設の利用状況の推移をみると、最も利用が多かった平成30年度以降、令和2年度にはコロナ禍により大幅に利用が減少しました。その後、ピーク時の数値には戻っていないまでも確実に増加を続けています。本来ならば少子化や人口減少に伴い衰微した数値を示すところ、それに相反する数値であり、スポーツへの関心度の高さがうかがえます。

■年間利用人数

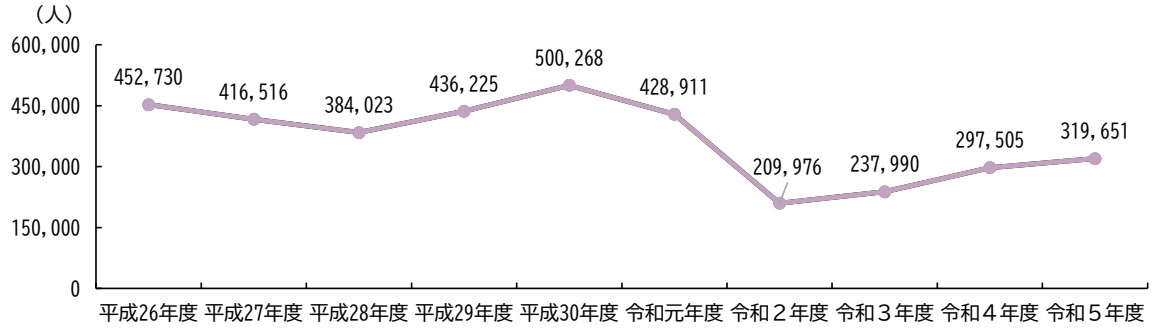

■年間利用件数

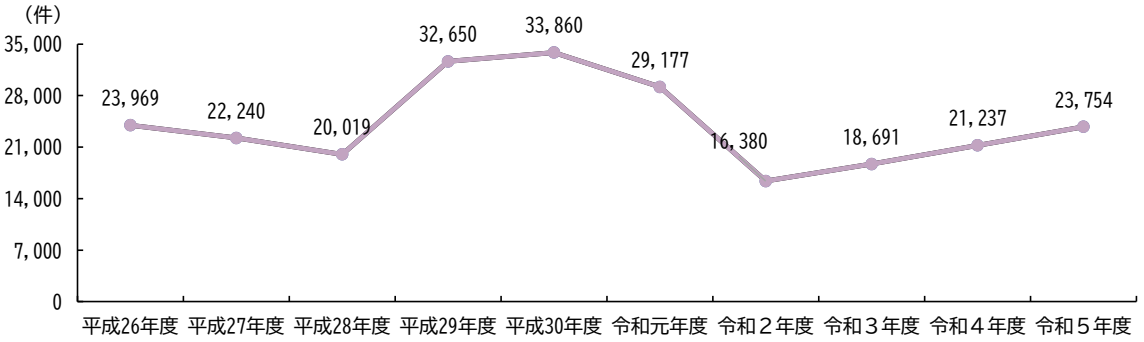

資料：玉名市教育要覧

（９）小中学校体育館利用状況の推移

小中学校体育館利用状況の推移をみると、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2～3年度は約3,000件と大幅に利用が落ち込みましたが、令和4年度以降は急激に増加し、令和5年度には過去10年の間で最も多い7,382件となっています。コロナ禍以前にも増して利用が増加した要因としては、令和4年度に導入した公共施設等予約システムにより学校体育施設の利用申請が容易になったことが挙げられます。

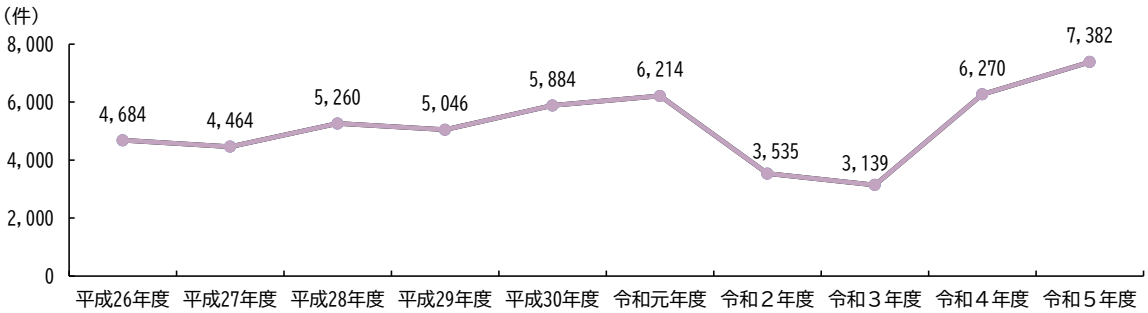

資料：玉名市教育要覧

（10）子ども会会員・PTA 会員数の推移

子ども会会員数の推移をみると、会員数は平成26年度以降減少しており、平成26年度の2,302人から令和5年度の837人と1,022人減少しています。増減率でみると、平成26年度から令和5年度で47.5%減少しています。

PTA 会員数の推移をみると、会員数は平成26年度以降、ゆるやかに減少しており、平成26年度の4,650人から令和5年度の4,162人と488人減少しています。増減率でみると、平成26年度から令和5年度で10.5%減少しています。

■子ども会会員数及び子ども会数

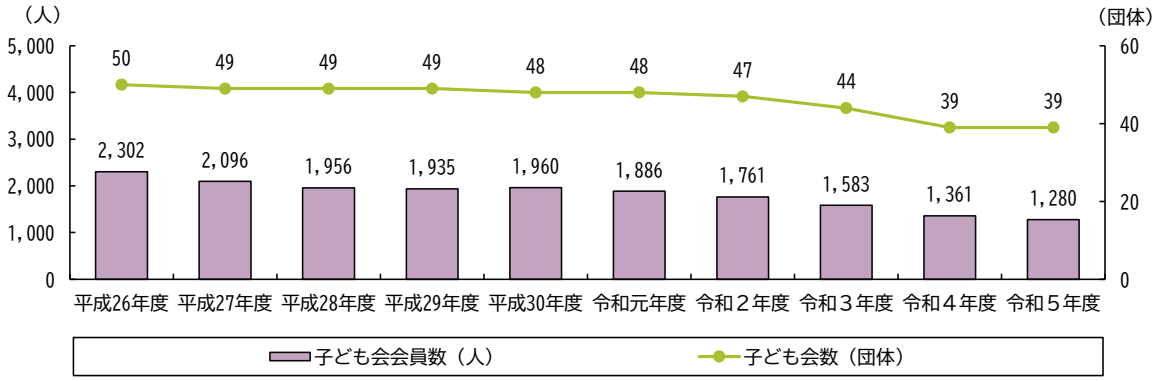

■ＰＴＡ会員数

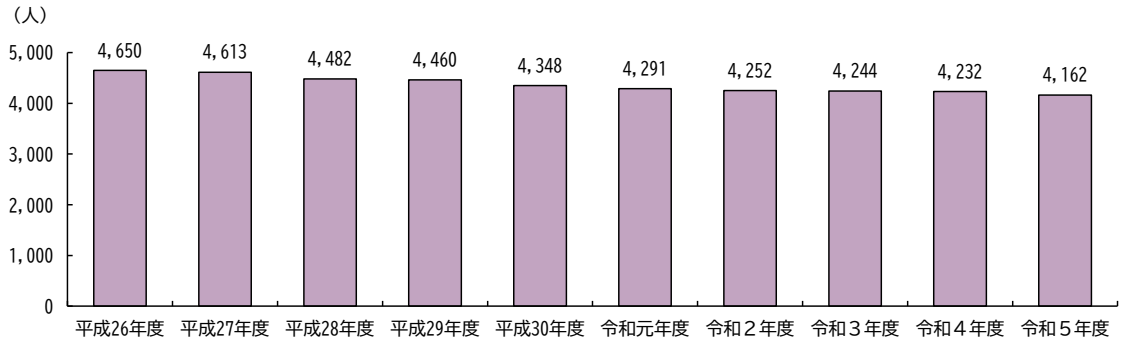

資料：玉名市教育要覧

2　中学生版パブリックコメント一覧

本計画の概要を中学生に周知し、子供の意見聴取として意見募集を行いました。以下はその結果です。

「運動の楽しさを広げる」について

基本目標1の「運動の楽しさを広げる」の内容に「大人になってもスポーツを続けられる習慣をつくる」と書いてあります。しかし、今の玉名市の課題として、小さな学校では人数が少なく、部活動のチームが成り立たずにスポーツをしたくてもできない人がいます。

いだてんの取組が進められていますが、親も仕事をしている時間帯なので送り迎えも難しいところが多いと思います。その結果、部活動をしたくても出来ない人がいると考えました。このままでは、大人になってもスポーツを続ける習慣はできないと思います。バスや送り迎えができる車などの交通網が発達すれば部活動をできる人が増えると思います。

タブレットを使った授業、楽しい授業にするための工夫について

・生徒のタブレットのセキュリティや制限などをもう少し徹底したほうがよいと思う。
・座って聞くだけの授業ではなく、体験学習などの授業を取り入れる。直接自分で動いてやってみることで、理解も深まり、印象に残る授業ができると思う。

例
・保体などの授業で心肺蘇生の体験学習をした。
・災害の授業で、実際の非常時の時に役立つグッズ作りなど。

計画の内容について（基本目標1）学校教育の充実を図り、子供たちの「生きる力」を育成するについて

・タブレット学習はとても便利でいいと思うが使い方について制限できるならしたほうがいいと思う。
・ALTの先生を増やして欲しい。
・インクルーシブ教育について
障がいとは自分は障がいといってもどういった障がいの種類があるか、また、特性について知らないので障がいについて学んだ上で、その方たちと関わって助け合っていきたいと思いました。→授業で障がいについて学ぶ。

施設の使いやすさの向上について

自転車小屋や正門付近は学校終了後の部活動の帰宅時にとても暗く、自転車の行き来があり不安なことが多く、明るい光があると安心するので照明をつけて欲しいです。

学校教育内での学習内容の改正について

・インクルーシブ教育では、障がいについて知り、手話などを楽しく学べる場面を作るべきだと思います。
・キャリア教育では、働くことについて学ぶべきではなく、金融関係など大人になって不可欠なことを学ぶべきだと思います。

取り組んで欲しいこと

このパンフレットには、未来につながる計画についてどう行動していくかということまで書いてあり、分かりやすかったです。私は学校のバリアフリーについて取り組んで欲しいと思いました。

バリアフリーについて取り組んで欲しい理由は、怪我をしたときに段差が少ない方がいいと思ったからです。バリアフリーにすると怪我をしたときもそうですが、誰もが過ごしやすい学校にもつながると思います。

以上の理由からバリアフリーを目指して欲しいです。お願いします。

福祉を深く知る活動、歯磨きの徹底について

福祉を深く知る活動について
・福祉のことをより深く知るために車いす体験など実際に自分たちが体験できる活動を毎年実施して欲しいです。
歯磨きの徹底について
・生徒のみんなに歯磨きの重要性を知ってもらうために、専門の方に来てもらい歯磨きの重要性や歯磨きの詳しい仕方などを教えていただく機会をつくって欲しいです。

英語教育の推進について

英語教育の推進のところに他の国語や数学などの教育も推進する取組を行って欲しい。
・小学校では、市学調などの過去問を朝に解かせる。
・中学校では、漢検や数検などの検定試験を追加して欲しい。

運動の楽しさを広げるについて

「大人になってもスポーツを続けられるような習慣をつくります」の部分について質問で大人になって、スポーツ選手になる人なら大人になってもスポーツをやりづづけると思います。でも普通に会社などに勤める人はスポーツをすることが少なくなり運動不足になりやすくなると思います。歩いて職場に行く人なんてほとんどいません。そんな人にもスポーツを続ける事ができる環境が欲しいです。

学校・家庭・地域の教育力の充実により「生きる力」を育成するについて

花壇の水かけや読み聞かせなど自分達がよく見る身近な出来事だから、地域の人たちと協力して過ごしやすい玉名市を校区からつくっていきたいと思った。

10分の仮眠を設けるについて

現在、午後の授業に集中できない人がいます。それは、学力の低下や授業の質を落としてしまうことになります。そうならないために、学校全体で「10分間の仮眠」を設けると良いと考えます。実際に宇土市の中学校・高校では「ウトウトタイム」という仮眠の時間が設けられ、9年間も続けられています。学生たちは、「集中力が上がり、午後の活動や授業の質が上がった」と答えていました。また、一流企業（NASA）が行った実験で10分間の仮眠をとると集中力・理解力・判断力が上がり、作業の効率が上がると報告されています。そのため、授業の質や活動の質を上げるためには「10分の仮眠」を設けると良いと思います。

青少年を守るための連携強化について

通学路や学校周辺に防犯カメラを設置して欲しい。児童の安全を確保するために、多くの場所に設置するといいのではないかと思う。また、下校時間に警察がパトロールをすれば安全に下校することができるし、犯罪も防ぐことができると思う。

基本目標2について

・玉名が音楽や芸術に興味をもつために学校に演奏などをしに来てもらう。
・ゆめタウンなどでの演奏など、いろんな場所で演奏や展示を行うことでたくさんの人から興味をもってもらえると思うから。
・玉名の歴史や、伝統文化を知ってもらうために、玉名の歴史の本をつくるなど、その本の読み聞かせをする。
・図書館の自習室を増やし明るくする。（以前行ったときに席が空いていなくてできなかった。自習室の空気が暗くやる気にならなかった。）

年代や障がいの有無に関わらず、全ての人を大切にしようとする計画がよいと思ったことについて

・全ての人が社会で活躍できるよう成長する環境づくりが良いと思いました。大人も子供も仕事をするときに必要なことを学べるからです。
・インクルーシブ教育が良いと思いました。多様性は生徒会でも大切にしていて、玉名市に住む人に平等に学ぶ機会がつくられていると感じたからです。
・バリアフリー化、ユニバーサルデザインが良いと思いました。障がいを持つ人もそうでない人も使いやすい施設を作ろうとしているからです。
・キャリア教育が良いと思いました。大人になって必要なことを早めに知ることができるからです。

基本目標２の計画の内容について

・「場をつくります」とあるが、具体的にどの様な場所なのかわからない。
・夏休みなどの長期休みの期間を利用して活動を行うにはいいと思う。
・図書館や市民会館だけではなく、大変かもしれないけど、全て学校でやった方がいいと思う。
（理由 「めんどくさい」とか言って、参加をしなかったり、「参加するかどちらでもいい」となったら、参加しないという人が多いと思うから。）
・「部活動の改革」のところで「いろいろな団体と協力して」を書いてあるが、「いろいろな団体」とはなにか。

「生涯にわたって学びつづける環境を整備する」について

今の私たちは、本を読む、本に触れるということが少なくなってきていると思うので図書館の活用は、とてもよいと思います。また、部活動の改革は、今人数が少なくなっている部活動があるので、その様な場を設けてもらうと、いろいろな人と交流し、自分の好きなことが出来ると思うので良いと思います。

「インクルーシブ」について

・とても良いと思います。
・中学校では「ハッピープロジェクト」という全校生徒が楽しむための行事を四役全体で行っているので、その内容を障がいがあってもなくても楽しむことが出来る内容にしたいと思いました。

教育政策推進のための基盤の整備について

施設の使いやすさの向上という点で、私たちの中学校では車椅子の子がいます。それだけではなく体育の授業や部活動時に、怪我をしてしまい松葉杖の子は、そのような事がないので、その時に使えるようなものがなく階段の昇り降りが不便だと思ったので整備して欲しいなと思いました。

基本目標１の内容について

・小学校の頃「エンジョイ・イングリッシュ」をやっていたので、小学生のうちから英語を話すということに慣れることが出来ていました。しかし中学校は「エンジョイ・イングリッシュ」の取組がされておらず、授業以外で英語を使う機会が減りました。１週に２回でもよいので、それを継続すれば、少しずつ英語になれていくことが出来ると思います。
・現在、１人１人が使えるタブレットが渡されていますが、あまり活用する機会がないので、もう少しタブレットの活用機会を増やして欲しいと思います。

ICT環境の整備

タブレットでプレゼンを作り、友達に発表することで言葉だけではなく、グラフや画像で相手により分かりやすく伝わるので、とても良いと思います。

基本目標1　インクルーシブ教育とキャリア教育

インクルーシブ教育の中の障がいがあってもなくても、お互いの個性を大切にしながら一緒に学び助け合える学校というところがすごくいいと思います。こんな目標があると誰もが楽しく学校へ行くことにつながると考えたからです。そしてキャリア教育では、去年職場に実際に行ってみて働くことはどのようなことかという意義や生活があたり前ではないということを知り、とても重要な体験とさせていただいたことにより、考え方や行動が成長出来たと感じたからです。

体育の授業を運動が得意な人と苦手な人の2つに分ける。玉名市について知れる機会を増やす。

・私は運動が苦手で、やっぱり出来ない事や失敗を見られるのが怖くて、体育の授業では消極的になってしまうことが多くあります。特に運動が苦手じゃない人が当たり前にできることで失敗するのを見られると、どう思われているのかを気にしがちです。バレーなどの団体競技では、私のミスでチームが負けてしまったり、迷惑をかけてしまうと、どうしようもなく申し訳なくて運動がどんどん嫌いになってしまいます。でも周りが私と同じで運動が苦手なら安心して失敗できると思うし、運動も楽しめると思います。得意と苦手で区別するのはあまり良くないかもしれないけれど、運動が苦手でも心から運動を楽しめる環境を作って欲しいです。
・玉名市について、あまりよく知らないので、玉名市について知れる機会があればいいなと思います。

計画内容、基本目標、イベントについて

計画の内容や基本目標はとても良いと思います。ですが、この計画で進めると今とそんな変わらず、地域の方が頑張って終わりだと思います。今でも音楽イベントなど、いろいろな取組をされているのは知っていますが、参加しづらい雰囲気だなと感じたし、みんなそもそも活動を知らないと思います。しかも知っていたとしても、1人では行く勇気はないし、でも友達も知らないから、結果、行かないようになると思うので、まず計画やイベントを広める参加しやすい雰囲気を作る、児童や生徒の気を引くようなキーワードを入れる。いっそのこと、小中学校を巻き込んだようなことをしないと、みんな参加しないんじゃないかと思いました。

基本目標2　生涯にわたって学び続ける環境を整備するについて

ふるさとの歴史や文化を伝えるについては、学校や地域での活動をもっと増やしていくと中学生も玉名市の良さについてよく知ることが出来ると思います。

図書館の活動については、小中学生のころから、たくさん本を読むことで、文章を読む事が速くなり、理解する力がつくと思うので、学校の図書館だけでなく、地域の図書館も利用をするように呼びかけていくといいと思います。

地域との交流について

学校全体で地域との交流を深めるために一緒に花植えしたり環境にも配慮したことを増やしたい。

学校・家庭・地域の教育力の充実により「生きる力」を育成することについて

地域の花壇の手入れなどを生徒の皆に手伝ってもらい交流を楽しむ。

運動の楽しさを広げることについて

運動が苦手な人にはどのような運動の楽しさを広められますか。

音楽の都玉名を広めることについて

各学校で行う合唱コンクールを地域の人が見にきてもいいようにする。

地域の人達との交流について

今まで、地域の方々から私達に様々なことを教えていただきました。私は、これから中学生からも地域の方々に歌や学んだことを発表する機会が出来たらいいなと思いました。学校の近くのホールや体育館で行えると思います。

英語教育の推進について

以前行われていた海外へのホームスティなどを復活させたいです。実際に会って話をしたり文化などを交流することによって、もっと英語や海外への興味を持つ人が増えたり、また、コミュニケーション力もつくと思われるからです。先日、オーストラリアの同じ生徒と画面を通じて話をする機会がありました。そうした機会がもっと増えて欲しいなと思いました。

基本目標1について

小中学校の時から英語教育やキャリア教育を行うことで将来にもつながってくるのでいいと思った。

生涯にわたって学び続ける環境を整備する

あまり知らないところで、いろいろな計画や工夫がされていると初めて知り、知れてよかったです。

制服について

制服がブレザーになったらいいなと思う。そっちの方が今より暑い時や、寒い時に調整しやすいから。

基本目標2について

「音楽の都　玉名」を広める　について学校の音楽室で授業では触れる機会が少ない楽器を演奏したい。楽器に触れる機会をもっとつくって欲しい。

インクルーシブ教育について

インクルーシブ教育がいいと思いました。

３　教育振興基本計画策定委員会規則

○玉名市教育振興基本計画策定委員会の組織及び運営に関する規則

平成２７年３月３１日
教育委員会規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、玉名市附属機関の設置等に関する条例（平成２７年条例第２号）第６条の規定に基づき、玉名市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第２条　策定委員会に委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

３　委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第３条　策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（意見の聴取）

第４条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第５条　策定委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

（その他）

第６条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

（会議の招集の特例）

２　第３条第１項の規定にかかわらず、この規則の施行後及び玉名市附属機関の設置等に関する条例第５条第１項に規定する任期が満了した後最初に開く策定委員会の会議については、玉名市教育委員会が招集する。

４　玉名市教育振興基本計画策定委員会名簿

NO	分 類	所 属	氏 名	備考
1	学識経験を有する者	熊本大学大学院教育学研究科 シニア教授	古田　亮	委員長
2	学校関係者 （小学校の代表）	玉名市校長会 （築山小学校 校長）	北岡 誉久	
3	学校関係者 （中学校の代表）	玉名市校長会 （玉陵中学校 校長）	松本 恒明	副委員長 （第1回・第2回）
			志水 宏次	副委員長 （第3回・第4回）
4	学校関係者 （幼・保の代表）	敬愛保育園 主任保育士	小岱 優子	
5	社会教育関係者	玉名市PTA連絡協議会 会長	有田 康弘	
6	社会教育関係者	玉名市社会教育委員	吉村 孝行	
7	社会教育関係者	玉名市図書館協議会 委員長	上原 優子	
8	社会教育関係者	玉名市スポーツ協会 会長	藤川 貴臣	
9	社会教育関係者	玉名市文化財保護審議会 委員	髙谷 和生	
10	その他教育委員会が 適当と認める者	真和中学・高等学校 専任講師	戸田 俊文	

第4期玉名市教育振興基本計画

熊本県 玉名市

発行年月：令和7年3月

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163

TEL：0968-75-1133